

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-01		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		保健師地区活動		部課名		健康部健康推進課		課長名		田中			
				担当者名		高橋		内線		432			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-02-04		保健師地区活動									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 50（ 1975 ）年度		根拠		地域保健法（1-3, 6条）健康増進法（3-5, 7, 25条）							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		01		青壮年期の健康増進							
目的		家庭訪問により地域に出向く他、面接相談や電話・文書連絡等、様々な地区活動を通して支援をすること とで、区民の生活の質や、健康レベルの向上を図る。また、関係機関との連携や、諸事業・地区組織活動 との連動により、区民の健康問題の解決を図る。											
対象者 等		一般区民											
内容		ライフサイクルや疾病等による個別の健康問題をもつ区民とその家族に対し、家庭訪問、面接相談、電 話相談や関係機関との連携により支援を行う。 地域の共通した健康問題に対しては、地域に出向いての地域団体・グループ等への支援や、普及啓発活 動を行う。 ・妊産婦から乳幼児への切れ目ない親子支援 ・精神保健に関する支援 ・生活習慣病予防及び重症化予防 ・高齢者の虐待対応 ・8050問題の対応 ・その他、区民の健康の保持増進に関すること											
経過		平成12年度 組織改正で保健と福祉を統合して保健福祉部が設置。 平成17年度 結核感染症担当保健師を専任とし健康危機に専門的対応をする体制を整備。 平成18年度 健康部として福祉部門と分離、精神保健福祉相談に関する事業と在宅難病患者支援事業、 重症心身障害者療養支援事業は障害者福祉課に移行し保健師を配置。 平成20年度 保健師・助産師が新生児の全数訪問し母親の産後メンタルの支援や児童虐待予防を強化。 平成28年度 福祉部から精神保健相談保健相談や講演会等が健康推進課に移管。区民の健康づくりと 保健相談の窓口は、健康推進課とした。 平成31年度 子育て世代包括支援センターの機能を整備し、出産・子育て応援事業開始。 令和 2年度 児相と子ども家庭支援センター両機能を持つ子ども家庭総合センターが開設され保健師配置。 令和 6年度 こども家庭センターへの移行に伴い、こども家庭部と健康部の両部に統括支援員を配置 し、一部サポートプランの作成を開始するとともに、連携支援を強化。											
必要性		健康問題や疾病を抱えた区民が主体的に問題を解決するには、保健師による家庭訪問、相談等の支援は 不可欠であり、福祉施策につなげる役割がある。また、個別支援から地域に共通する健康課題を抽出し、 地域団体や関係機関等との協働により、効率的に課題解決を図ることができる。											
実施 方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	家庭訪問			2, 217	2, 279	2, 313	2, 400	3, 000	回数			
	②	その他の地区活動			13, 137	15, 168	18, 890	19, 000	20, 000	回数			
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
7年度		8年度											
推進		推進		地域への訪問等の活動を通して地域特性を把握し、区民との協働や関係 機関との連携により健康の保持・増進を進めるために欠かせない事業であ るため、推進する。									

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	訪問記録等用品	149	需用費	訪問記録等用品	113	需用費	訪問記録等用品	194
役務費	携帯電話使用料	159	役務費	携帯電話使用料	166	役務費	携帯電話使用料	179

備考	物件費は、保健師の地区活動に必要な訪問記録等用品、携帯電話使用料で構成されている。
問題点・課題	・母子保健分野におけるDVや貧困、虐待等対応困難事例に加えて、精神障害者支援の為にサービス利用につなぐ役割や、高齢者の困難事例も増加している。子ども家庭総合センターや地域包括支援センター等の多くの関係機関と連携し支援をする必要がある。 ・災害や大規模な感染症発生時には部の垣根を超えた保健活動の継続が求められ、自区の対応のみならず他自治体への派遣要請にも応ずる必要があり、判断力や関係機関との調整力を要する職員のスキルアップが必要である。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	保健師の地区活動の充実や災害時の 危機管理体制に備えて人材育成を行 う。	令和5年度能登半島地震に災害派遣に 行った保健師からの報告会を実施し た。困難事例の検討会や研修を行い 人材育成に取り組んだ。		継続して保健師の地区活動の充実 や災害時の危機管理体制に備えて 人材育成を行う。					
②	虐待予防のため、特定妊婦等に対 し、より早期に継続的に支援を行 う。	子ども家庭総合センター機能の移行 により、特定妊婦に対する早期かつ 継続的な支援を実施することができ た。		さまざまな困難事例に対して、関 係機関と連携して支援を行ってい く。					
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	議 会 質 問 状 況	（ 実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区 ）	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-02		戦略プラン		● 協働		○ 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名		健康づくり支援事業		部課名		健康部健康推進課		課長名		田中			
				担当者名		富澤・小坂		内線		432			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-06-01		健康づくり支援事業									
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業					
開始年度		平成 15（ 2003 ）年度		根拠		健康増進法、地域保健法							
終期設定		○ 有 ● 無（ ）年度		法令等									
実施基準		○ 法令基準内		○ 都基準内		● 区独自基準		計画区分		● 計画		○ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		01		青壮年期の健康増進							
目的		健康寿命の延伸や早世の予防を目的に、区民自身が食生活や運動、飲酒、喫煙、歯と口の健康改善の知識・技術を得し予防行動をとることができるよう支援するとともに、良質な睡眠やストレス対処法などのこころの健康づくりの推進を行う。											
対象者等		主に青壮年期の区民											
内容		1. NO！メタボチャレンジャー事業：主体的に自分に適した健康づくりの方法を選択して生活習慣改善に継続して取り組むNO！メタボチャレンジャーを募集する。チャレンジの経過をホームページ等で公表することで広く区民にPRし、身近なモデルとして区民の健康づくりへの関心を高め、啓発を図る。 2. 健康づくり講座：生活習慣病予防やこころの健康づくりなどに取り組むきっかけづくりを目的に講座を実施する。 3. どこでも健康教室・健康相談：地域組織・団体の依頼で区民の身近な場所に専門職が出向き、健康教室や健康相談を行う。 4. 健康アプリを活用した健康づくり：様々な健康行動でポイントが貯まるアプリを運用する。働き盛り世代を含めた多様な層にアプローチするとともに、健康無関心層の健康づくりへの参画も促す。											
経過		1 NO！メタボチャレンジャー事業：平成20年度から事業開始。平成28年度から80人から100人に定員拡大。令和2年度はオンライン開催。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止。令和4年度から規模を縮小し、オンラインと対面のハイブリッドで開催。 2 健康づくり講座：平成19年度から子育て世代や働き盛り世代対象の講座を実施。平成28年度の組織改正に伴い、全ての世代を対象に実施。令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止。 3 どこでも健康教室・健康相談：平成15年度から地域組織や区民、学校などに出向いて実施。 4 健康アプリを活用した健康づくり：令和7年1月導入・運用開始。利用者向け操作説明会を実施（令和6年度3回実施）。アプリ内オンラインイベント「区長との歩数ランキング対決」、アプリ参加者限定の健康イベント「立ち姿勢測定による鴻江理論アドバイス」「デューク更家のウォーキング教室」を実施。											
必要性		働き盛り世代の生活習慣改善と適正体重の獲得、メタボリック症候群やがんの予防、メンタルヘルス等は、青壮年期の早世の減少と健康寿命延伸の効果が見られている。また、健康格差の是正の観点から、講座受講料は無料とする。											
実施方法		（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員） グループダイナミックスを活用した健康づくりプログラム事業、健康講座・講演会、地域に出向いて行う健康教育・健康相談、健康アプリを活用した情報発信等											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	メタボの割合〔男性〕（％）	52.5	51.1	52.2	52.1	52.1	特定健診（問診票）					
	②	メタボの割合〔女性〕（％）	18.8	19.2	19.3	19.0	18.4	特定健診（問診票）					
③	運動習慣のある人の割合〔男性〕（％）	42.7	43.6	44.2	44.6	45.0	特定健診（問診票）						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
7年度		8年度											
重点的に推進		重点的に推進		早世予防と健康寿命の延伸という重要課題を解決するための事業であるため、重点的に推進する。									

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		2,693	2,423	1,800	1,150	1,072	21,981	21,384
決算額（7年度は見込み）		1,819	757	241	325	618	19,823	21,384
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	チャレンジ「修了者」（人）	80	12	休止	25	28	24	40
	チャレンジ講座 参加者（人）	379	休止	休止	59	83	78	120
	健康づくり講座 参加者（人）	350	休止	休止	休止	117	62	100
	健康アプリ利用者（人）						2,404	5,600
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼等	270	報償費	講師謝礼	263	報償費	講師謝礼	465
需用費	パンフレット・書籍等	293	需用費	パンフレット・書籍等	365	需用費	パンフレット・書籍等	686
役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	20	役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	39	役務費	メタボチャレンジャー用郵便料等	57
使用料等	会場使用料	35	委託料	健康アプリ導入運用委託	18,431	委託料	健康アプリ運用委託	19,980
			使用料等	会場使用料	130	使用料等	会場使用料	146
			償還金利子等	デジタル田園都市国家構想交付金返還	595	負担金	健康アプリインセンティブ寄附金	50
(単位：千円)								
行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	19,391	23,247	3,856	地方税等	0	0	0
	物件費	348	18,965	18,617	国庫支出金	0	9,848	9,848
	維持補修費	0	0	0	都支出金	374	4,000	3,626
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	270	858	588	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	374	13,848	13,474
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,266	1,520	254	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 20,901	▲ 30,742	▲ 9,841
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	21,275	44,590	23,315	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 20,901	▲ 30,742	▲ 9,841
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 20,901	▲ 30,742	▲ 9,841
	備考	物件費の増加は健康アプリ導入運用委託が主で18,431千円である。補助費等の増加は国の交付金返還の償還金利子等が主で595千円である。行政収入は国の交付金が9,848千円、都の補助金で4,000千円である。						
問題点・課題	区民の健康に関するリテラシーの向上を図る健康づくり講座や区報などの普及啓発について、その年のニーズや流れに合わせてテーマを選定し、実施する必要がある。NO!メタボチャレンジャー事業については、他機関との連携等も検討し、参加者拡大と質の向上を図る必要がある。健康アプリについては、健康無関心層を始めとした登録者の増加を目指すため、イベントやプロモーションの拡充を図る必要がある。また、継続使用を促すため、庁内各部と連携を強化し、施設や事業での二次元コード読取によるポイント付与の機会を増やし、区事業参加のインセンティブとして活用していく必要がある。							
問題点・課題の改善策								
	令和6年度に取り組む具体的な改善内容		令和6年度に実施した改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	荒川総合スポーツセンターとの連携を強化し、参加者拡大と事業の質向上を目指す。		荒川総合スポーツセンターと連携し参加者のニーズに合わせた運動プログラムを実施。修了後も継続できるように働きかけた。			健康アプリの活用とスポーツセンターとの連携により、参加者が望ましい健康習慣を獲得できるように働きかける。		
②	健康アプリを導入し、主に健康無関心層が、生活習慣を改善する動機付けと習慣化を支援する。		他区で事例がない区長との歩数ランキング対決・クイックスローウォークを実施し、無関心層への生活習慣改善の動機づけを試みた。			利用者が参加しやすいイベントの拡充や健康用品等の追加によるインセンティブの充実により、更なる健康無関心層の参画を促す。		
③								
他区の実況	(実施	22区	未実施	0区	不明	0区)		
議会(要旨)質問状況	平成29年度 2月会議 平成30年度11月会議 平成30年度11月会議 令和元年度 2月会議 令和 5年度11月会議		健康づくりについて（健康ポイント制度） 区と区民との協働の観点から、健康格差に抗する自主グループづくりについて 健康長寿社会の構築を目指して 健康ポイント制度の導入（学校・園への寄付） 健康ポイント制度の導入					

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-03		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	あらかわ満点メニュー		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	伊藤		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-06-02		あらかわ満点メニュー					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	健康増進法7条 健康日本21（第3次）					
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（2029）年度	法令等	厚生労働省通知 平成27年9月9日付					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	生涯健康都市づくりの実現に向けて、区内飲食店等において健康に配慮された食事がとれるように食環境整備の一環として実施する。							
対象者等	区内在住・在勤者、区内飲食店等							
内容	・区内飲食店と女子栄養大学短期大学部及び区が連携し、お店の味を生かした健康に配慮したメニューの開発を行い、栄養成分表示を表記して提供している。 ・申請者に対し、基準を満たしたものを「あらかわ満点メニュー」として認定する。新メニュー販売記念キャンペーン、区ホームページ・YouTube・X（旧Twitter）・Facebook・LINEによる情報発信を実施。 ・あらかわ満点メニュー：栄養基準を満たした、1食で栄養バランスが整ったメニュー。 ・荒川区健康増進計画（令和6～11年度）に掲げた目標である、1日の野菜摂取量増加のための取組を推進する。							
経過	平成18年度 あらかわ満点メニュー事業開始 平成19年度 居酒屋をメニュー提供対象店に追加、レシピ集を発行 平成20年度 弁当・惣菜店をメニュー提供対象店に追加 平成24年度 地域ぐるみ健康づくり推進事業から独立 平成27年度 あらかわ満点メニュー10周年記念レシピ集発行 平成30年度 全メニューを「野菜たっぷり」等の機能性で分類してPR強化 令和 2年度 また、家庭での応用に向けたコラム「プロに学ぶコツ」を新設 令和 7年度 食環境整備事業の一環として実施、おうちde満点（テイクアウトメニュー）の開始 開発支援の対象者を食品等事業者に拡大、おうちde満点の廃止							
必要性	働き盛り世代の早世予防、フレイル予防策のために食環境整備に取り組む必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 女子栄養大学短期大学部に委託（メニュー開発、栄養価計算、認定基準に向けてのメニュー改善）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	健康的な食生活の実感度 (5段階評価)	3.41	3.41	3.44	3.47	3.50	幸福実感指標
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進		推進	生活習慣病の発症予防等、多様な栄養課題の解決に向けて、野菜が多く、塩分を控え、1食で栄養バランスが整った「あらかわ満点メニュー」を普及させることにより、食環境を整備するため、推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		5,613	5,586	5,710	5,544	5,002	5,048	5,058
決算額（7年度は見込み）		5,200	4,957	5,219	5,103	4,863	4,793	5,058
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	メニュー提供店（普及促進紙発行日時点）	47	50	51	51	51	51	56
	メニュー数（普及促進紙発行日時点）	94	102	103	106	100	95	90
	累計開発店舗数	122	127	132	133	138	144	153
	累計開発メニュー数	280	296	313	320	329	341	353

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	コンサルタント謝礼	39	報償費	コンサルタント謝礼	20	報償費	コンサルタント謝礼	60
需用費	消耗品費	633	需用費	消耗品費	560	需用費	消耗品費	747
役務費	郵便料	7	役務費	郵便料	8	役務費	郵便料	21
委託料	普及促進紙作成委託	4,095	委託料	普及促進紙作成委託	4,092	委託料	普及促進紙作成委託	4,230
償還金利息等	都補助金返還金	89	償還金利息等	都補助金返還金	113			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	6,249	6,106	▲ 143	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,734	4,660	▲ 74		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,500	2,522	22
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	129	133	4		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	14	14	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,500	2,522	22
		賞与・退職給与と引当金繰入額	408	399	▲ 9	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,034	▲ 8,790	244	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	11,534	11,312	▲ 222	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,034	▲ 8,790	244	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,034	▲ 8,790	244			

備	物件費はメニュー開発委託料、普及促進紙作成委託料、消耗品費等で構成され、補助費等はコンサルタント謝礼等で構成されている。
---	--

問題点・課題	区民の健康づくりを支援する食環境整備の一環として推進している事業であるが、店主の高齢化により廃業する店舗も増えつつあるため、新規店を拡大するための工夫が必要である。また、幅広い世代の食行動の変容につなげることが重要である。現在、あらかわ満点メニュー提供店における若年層の利用割合が低いことから、SNS等さまざまな発信媒体を併用し栄養成分表示や野菜の効能、減塩等の情報を継続的に発信し、健康に配慮した食事の実践につなげる必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、あらかわ満点メニュー提供店の増加のために、積極的に新規店舗の募集の周知を行う。	新規開業店を中心に勧誘し、新規店舗が6店舗加わり、新メニューが12メニュー開発され、メニューの種類が充実した。	区内飲食店を対象とした講習会で事業紹介を行い、引き続き新規店舗の募集に努める。
②	新たにLINEを活用して情報発信を行う。ショート動画を作成し、若年層への働きかけを強化する。	キャンペーン開始についてLINEを活用して情報発信を行った。また、動画を4本作成し、若年層への働きかけを強化した。	健康アプリと連携し事業の周知を行うとともに、あらかわ満点メニューの利用促進につなげる。
③			

他 区 の 施 状 況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）							
	あらかわ満点メニューと同様に健康メニューの開発を実施している区は1区（葛飾区）。その他の実施区は、区の基準を満たした健康メニューの登録、栄養成分表示の推進、健康情報の提供等を行っている。							

議 決	令和5年度予算特別委員会 野菜及び食物繊維について
-----	---------------------------

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-04		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		受動喫煙防止・禁煙対策		部課名		健康部健康推進課		課長名		田中			
				担当者名		宇津野		内線		433			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-06-03		受動喫煙防止・禁煙対策									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 3（ 1991 ）年度		根拠		健康増進法、東京都受動喫煙防止条例、荒川区							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		まちの環境美化条例							
実施基準		☒ 法令基準内		☒ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		01		青壮年期の健康増進							
目的		喫煙は、がん予防、生活習慣病予防、妊娠期からの健康づくり、肺炎予防、ニコチン依存症対策、歯と口の健康づくり等、多くの健康課題に対するハイリスク因子であることから、様々な施策を展開することで、区民の健康寿命の延伸を図る。											
対象者等		区内在住・在勤者											
内容		禁煙を推進するため、啓発事業など様々な施策を進めるとともに、受動喫煙を防止するため、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、法制度の普及啓発と法制度に則った適切な指導・助言を行う。 ・禁煙チャレンジ応援プラン：禁煙治療費にかかる費用の一部助成（年間定員80名、上限1万円） ・法令の普及啓発：①区報、ホームページ、ポスター、ちらし等による普及啓発 ②受動喫煙と禁煙を動機づける啓発グッズの配布 ・法令に基づく指導・助言：法制度に関する意見等に基づき事業者等へ指導・助言を実施											
経過		平成3～17年度（財）がん予防センターで事業を実施 ①禁煙コンテスト（H3～H5）②小・中学生向けに防煙教育用ビデオを作成し、区内学校に配布及び一般頒布（H5）③禁煙教室（H5～17）④庁舎内完全分煙と受動喫煙対策（H15年度） 平成18年度～健康増進課で受動喫煙防止・禁煙対策を実施 ①禁煙チャレンジ応援プラン（H18～定員100名、R6～定員80名）②「リセット禁煙」冊子の貸出し（H19～H28）③受動喫煙防止グッズによる普及啓発：絆創膏、クリアフィルム、ウェットティッシュ等（H18～） 令和2年3月「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行（令和2年4月）に向け、区内全飲食店への周知啓発及び喫煙可能室設置施設届出書配布委託を実施（1,508店舗） 令和2年4月 法令の全面施行 令和3年2～3月 区内飲食店の店頭標識掲示義務の確認調査委託を実施（1,508店舗） 令和6年度 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防啓発チラシ作成・がん検診時に配付											
必要性		改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、区においても、受動喫煙防止対策と禁煙支援を進めていく必要がある。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 様々な媒体による法令の周知、喫煙による健康影響の周知、禁煙支援事業の案内											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）					
	①	喫煙率〔男性〕（％）	25.6	25.9	25.2	25.0	25.0	特定健診（問診票）					
	②	喫煙率〔女性〕（％）	11.8	11.6	11.1	10.5	10.0	特定健診（問診票）					
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
7年度		8年度											
推進		推進		健康寿命の延伸への効果が高いとされていることから、事業を推進する。									

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			17,326	11,046	1,183	1,512	1,825	2,284	1,794
決算額（7年度は見込み）			4,374	3,556	581	1,258	1,266	1,513	1,794
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	禁煙治療修了者（助成者数）		72	71	30	16	24	27	80
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	禁煙リーフレット等	468	需用費	禁煙リーフレット等	495	需用費	禁煙リーフレット等	652	
役務費	禁煙チャレンジ通知等	15	役務費	禁煙チャレンジ通知等	16	役務費	禁煙チャレンジ通知等	64	
委託料	受動喫煙防止クリアファイル	215	委託料	受動喫煙防止クリアファイル	257	委託料	受動喫煙防止クリアファイル	278	
負担金補助等	禁煙外来補助金	246	負担金補助等	禁煙外来補助金	254	負担金補助等	禁煙外来補助金	800	
償還金利子等	都補助金返還金	322	償還金利子等	都補助金返還金	491				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,591	2,233	▲ 358	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	699	768	69		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	914	866	▲ 48
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	568	745	177		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	914	866	▲ 48	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	169	146	▲ 23	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,113	▲ 3,026	87	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		4,027	3,892	▲ 135	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,113	▲ 3,026	87
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,113	▲ 3,026	87

備考	物件費の増は、禁煙啓発グッズや受動喫煙防止啓発グッズの作成で消耗品費や委託料が増加したことによる。 補助費等の増は、前年度申請した都補助金の返還額が増加したことによる。
----	--

問題点・課題	・喫煙率の低下に向けて更なる周知・啓発の充実を図る必要がある。 ・法令の対象となっていない敷地内屋外での喫煙から発生する「煙草の煙・におい」に対する苦情が多く、環境課等の関係部署と連携して対応する必要がある。 ・女性の喫煙率が全国平均(6.9% 令和5年)と比較して高く、喫煙率低下に繋がる取組みが必要である。 ・健康リスクを下げるために加熱式タバコに変更する人が増えているが、加熱式タバコはがん、循環器病等様々なリスクがあることを周知し、喫煙に関するヘルスリテラシーを向上させる必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関係部署と連携して、受動喫煙に対する苦情に対応する。加熱式タバコのリスクを踏まえた媒体を作成し普及啓発を実施する。	関係部署と連携して、受動喫煙に対する苦情に対応し、解決を図った。加熱式タバコのリスクを踏まえた媒体を作成し、普及啓発を実施した。	受動喫煙防止に関して、引き続き、啓発物品やHP等を活用した効果的な普及啓発方法を模索していく。
②	妊婦面接時に、受動喫煙防止に関する啓発を行うことで、女性の喫煙率低下を図る。	妊婦面接時に、喫煙による子どもへのリスクをお伝えするとともに、喫煙者には区の助成制度を紹介し、禁煙を勧奨した。	妊婦面接時に加え、乳幼児健診においても、喫煙者（家族含む）に対して、禁煙支援に関する周知を実施する。
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
		禁煙外来助成実施中：14区（中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、北区、練馬区、足立区、江戸川区、葛飾区）実施なし：8区（千代田区、新宿区、台東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、板橋区）

況 議 会 質 問	平成29年度2月会議	受動喫煙防止対策を推進する店舗の奨励について
	平成30年度2月会議	荒川区受動喫煙防止条例の制定について
	令和6年度決算特別委員会	COPD（慢性閉塞性肺疾患）の普及啓発について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-05		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	健康づくり普及啓発・環境整備事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-06-04		健康づくり普及啓発・環境整備事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	健康増進法、地域保健法			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	01 青壮年期の健康増進						
目的	区民一人一人が自分に適した方法で主体的に健康づくりを実践できることを目的として、運動、食生活、こころの健康づくりなどの健康情報の発信拠点として「健康週間」や「健康情報提供コーナー」でのPRIに努める。							
対象者等	区内在住・在勤者							
内容	- 健康週間（10月の第二月曜日・体育の日の前週の土曜日から9日間）①健康に関する講演会等を行い、健康づくりの普及啓発を図る。②健康週間中に実施される区のイベントや事業等の周知を図る。 - 健康情報提供 ①がん検診等の来所者や健康づくり事業参加者等に、メタボ予防や健康づくりについての情報提供を行うため、情報提供コーナーをがん予防・健康づくりセンター内に設置する。②区施設や民間の店舗等に健康情報提供コーナー設置の協力依頼をし、健康づくりに関するチラシ等を配布する。 - まちなかNO!メタボ測定 ①区内4か所に体組成計と血圧計を設置し、区民が日常的に健康づくりに取り組めるようにする。②健康づくりに関するチラシ等を設置し、健康情報提供も同時に行う。 - ウォーキングマップの配布 健康情報提供コーナーや保健事業の際に配布し、運動・身体活動を増加させ、健康づくりのための普及啓発を行う。							
経過	平成20年度 所内にて「NO!メタボ測定」を実施（平成23年度まで）。また区内拠点を設けて出張にて「NO!メタボ測定」を実施。 平成20年度 ウォーキングマップを作成し配布開始。平成27年度に健康アドバイザー付きのマップに改定。 平成22年度 がん予防・健康づくりセンター内に健康情報提供のコーナーを設けて、パンフレットやチラシを設置。 平成23年度 区内公共施設2か所。平成29年から4か所の「まちなかNO!メタボ測定コーナー」に変更。 平成24年度 区内店舗や図書館、社協等の協力を得て、健康情報を広く区民に配布する「健康情報提供コーナー」を開始。（平成29年度から東京都ウォーキングマップ特設サイトに掲載） 令和元年度 ウォーキングマップでは、新コース追加し、「奥の細道てくてくすごろく」を掲載。 令和 4年度 ウォーキングマップを改訂。 令和 5年度 薬剤師会の協力を得て、薬局75店を健康情報提供コーナーに追加。 令和 6年度 ウォーキングマップを改訂。新たに2コースを追加し、健康アプリの情報を掲載。							
必要性	区民の健康増進及び、区内中小企業の健康経営を推進するために、健康づくりを進める環境を整えていくことは、一次予防には必要不可欠である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	健康情報提供コーナー数（箇所）	29	103	104	105	120	健康推進課調べ
	②	健康情報提供コーナー 配布数（枚）	28,375	25,979	31,260	32,000	33,000	健康推進課調べ
③	健康状態がよいと感じる人の割合（%）	42.7	44.2	45.6	46.0	51.9	GAH調査	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		早世予防と健康寿命の延伸に関する具体的で正しい健康知識を得ることは、区民の主体的な健康行動への基盤となる事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		1,940	1,151	1,030	1,437	925	1,854	1,430
決算額（7年度は見込み）		1,374	644	549	1,101	769	1,563	1,430
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	健康情報提供コーナー数（箇所）	28	28	28	29	103	104	105
	健康情報提供コーナー 配布数（枚）	24,226	23,026	25,263	28,375	25,979	31,260	32,000
	健康週間講演会開催数（回）	1	休止	休止	休止	1	1	1
	健康週間講演会参加者数（人）	40	休止	休止	休止	49	83	100

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	健康週間講師謝礼	46	報償費	健康週間講師謝礼	48	報償費	健康週間講師謝礼	128
需用費	健康情報提供消耗品等	723	需用費	健康情報提供消耗品等	1,092	需用費	健康情報提供消耗品等	1,062
使用料等	健康週間会場使用料	0	委託料	健康情報提供コーナー配布回収	149	委託料	健康情報提供コーナー配布回収	208
			使用料等	健康週間会場使用料	0	使用料等	健康週間会場使用料	32
			備品購入費	体組成計	274			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	6,547	6,150	▲ 397	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	723	1,516	793		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	248	248
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	46	47	1		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	248	248
		賞与・退職給与と引当金繰入額	427	402	▲ 25	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,743	▲ 7,867	▲ 124	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	7,743	8,115	372	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,743	▲ 7,867	▲ 124	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,743	▲ 7,867	▲ 124			

借	物件費の増は、主に隔年で作成しているウーキングマップの印刷製本費の増によるものである。
---	---

問題点	自分で健康に関する正しい情報を適切に取捨選択し、健康を決める力と言われるヘルスリテラシーの向上を目的に、地域で身近に健康情報などが入手できる「健康情報提供コーナー」「まちなか測定コーナー」及び、荒川区の「健康週間」に合わせた普及啓発を全庁的に行うなど、健康づくりの環境整備をさらに推進していく必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和5年度に健康情報提供コーナーが拡大したため、薬剤師会に専用ラックを提供するなど情報提供の環境整備を行う。	健康情報提供コーナーとして拡大した薬剤師会に専用ラックを配布し、情報提供の環境整備を行った。	令和6年度に開始した健康アプリや改訂版ウォーキングマップ等を用い、健康無関心層への健康情報を推進する。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	

況 議 会 要 旨	平成28年度 2月会議	ウォーキングを取り入れた健康づくりについて
	平成28年度 11月会議	区民の健康づくりの推進について（健康寿命）
	平成29年度 2月会議	目の健康について
	平成31年度 6月会議	自然に歩きたくなる街づくりについて（健康づくり）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康づくり体操事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	関口		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-06-05	健康づくり体操事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	区民に対し、健康づくりの具体策として荒川区健康づくり体操の普及を推進する。高齢者に対してはフレイル予防（身体・精神心理・社会的の3フレイル）を目的に荒川ころばん体操会場の運営を継続する。体操リーダー養成講座を行いフレイル予防について実践できる人材育成を行う。体操リーダーの主体的な地域活動と、安心安全な運営を支援する。							
対象者等	区民全般							
内容	・荒川区健康づくり体操 「荒川ころばん・せらばん体操」身体の筋力アップやバランス感覚の向上、歩行能力の改善を図り 転倒予防を目的とする、両体操を座位で行う「ちえあばん体操」、立位で行う簡易版ころばん体操「あらみん体操」がある。 ・体操会場の運営 区で養成した体操リーダーにより会場運営を行う。会場はふれあい館15館、さつき会館・生涯学習センター、男女平等推進センター・都立大学荒川キャンパスの合計19か所で実施する。1回1時間30分程度で、体操の他、リーダーによるレクリエーションやストレッチ等も実施する。 ・体操リーダー養成 体操会場を運営する体操リーダー養成とスキルアップ講座を行う。フレイル予防を中心とした学習の機会を提供し、会場や地域で健康づくりを実践できる人材育成を行う。 ・普及啓発 区主催イベント・CATV・依頼等の機会に荒川区健康づくり体操の効果と魅力を発信する。 ・令和3年度より開始した、理学療法士会場巡回は、コロナ中止後、体操がより効果的に行われるよう、リーダー、一般参加者にアドバイスを実施している。							
経過	平成14年度 区、区民及び都立大学の健康福祉学部の三者で荒川ころばん体操を開発 平成15年度 荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し区内の各会場で体操の普及活動を実施 平成18年度 全国転倒予防体操サミットを開催 平成19年度 ころばん体操キャラバン隊を結成 平成20年度 ころばん体操「ちえあばん」を開発 平成24年度 10周年記念事業を実施 平成28年度 組織改正で健康推進課へ事務移管、簡易版ころばん体操（あらみん体操）を開発 平成29年度 「あらみん体操PRし隊」結成 平成30年度 一部介護特別会計から一般会計に移行 令和 2年度 新型コロナウイルス感染症流行で一時休止、その後事前登録制で開催 令和 3年度 理学療法士が会場を巡回開始し、フレイル予防の健康教育及びリーダーのスキルアップを実施 「ころばん情報局～絆～の開催」「つながる通信」発行、LINEの活用 令和 4年度 リーダー養成講座を3年ぶりに開催、20周年記念事業実施、リサーチ視察団受け入れ 令和 5年度 参加者を自由参加制に変更、10月から都立大会会場を再開							
必要性	転倒による骨折で寝たきりや要介護状態となる割合は高く、集団で体操に取り組むことにより、参加者同士の交流ができ、閉じこもり予防にも繋がる。また、フレイル予防等、誰でもできる健康づくり体操として、年齢を限定せず普及していくことが必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区は関係機関と連携し体操リーダーと会場参加者の見守りと活動支援を行い安心安全な会場運営を行う。リーダー養成講座と体操普及は多方面の手段により多くの区民に届く周知を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	転倒率（ころばん体操参加者） (%)	10.6	12.7	13.1	12.5	9.0	ころばん体操参加者より実態把握
	②	参加者数（実人員）	640	1,002	965	1,000	1,030	参加登録者、約30人/年増を見込
③	参加者数（延人員）	17,778	28,256	28,598	30,000	31,000	体操参加者、約1,000人/年増見込	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		健康づくり体操は、転倒予防をはじめとする個々の介護予防に効果があり、また、地域のコミュニティ形成の一翼を担い「通いの場」となっていることから事業を推進する。				

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			4,612	4,200	4,809	5,119	4,837	3,692	3,107
決算額（7年度は見込み）			2,793	1,479	1,853	3,311	3,101	1,999	3,107
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	実施会場数		26	10	17	18	19	19	19
	実施回数（1週間）		35	10	22	24	25	25	25
	参加者数（実人数）		1,419	210	636	640	1,002	965	1,000
	参加者数（延べ人数）		50,504	2,188	6,570	17,778	28,256	28,598	30,000
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	会場巡回理学療法士雇上等	840	報償費	会場巡回理学療法士雇上等	1,064	報償費	会場巡回理学療法士雇上等	1,005	
需用費	消耗品・パンフレット等	1,263	需用費	消耗品・パンフレット等	355	需用費	消耗品・パンフレット等	1,315	
役務費	保険料等	557	役務費	保険料等	360	役務費	保険料等	479	
委託料	リーダー用ポロシャツ作成等	326	委託料	子どもロコモ予防チラシ作成等	78	委託料	ころばん体操リーフレット作成等	104	
使用料等	会場使用料	115	使用料等	会場使用料	142	使用料等	会場使用料	204	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,514	10,202	▲ 3,312	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,756	585	▲ 1,171		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,345	1,414	69		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	9	9	0		その他	2,650	0	▲ 2,650
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,650	0	▲ 2,650
		賞与・退職給与引当金繰入額	882	667	▲ 215		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,856	▲ 12,877	1,979
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	17,506	12,877	▲ 4,629		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,856	▲ 12,877	1,979
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,856	▲ 12,877	1,979			

※	補助費等は、ころばん体操会場巡回理学療法士謝礼等となっている。
---	---------------------------------

問題点・課題	・体操リーダー：体操開発後22年が経過し、リーダーの高齢化が進む一方、リーダー養成講座の受講者が少なく、新たなリーダーの確保が課題となっている、また、近年は高齢就業者数が増加していることから、今後の会場運営の見直しが必要である。 ・参加者：会場の定員充足率に差がある。また、身近な地域でも実施できる環境整備として、自主会場の拡充と活動継続への支援も課題となっている。 ・男性の参加者は1割以下、リーダーは2割以下を推移しており、男女格差を是正していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新リーダーの確保に向けて、定年退職者への情報提供や区内整形外科などへのPRを行う。	ﾌﾟﾚｲﾙ講座で整形外科医師の講話・理学療法士の実演及び、体操の効果とPRを行い、参加希望の意向調査をした。	リーダー養成講座を秋に開催し、募集期間を確保するとともに、講座内容も検討する。
②	各会場の定員の確保及び充足率を上げる方策を検討する。	充足率が低迷している会場について、空き状況を後期の日程表に盛り込んだ。	参加者増員強化年とするとともに、会場の空き状況を把握し、充足率を上げていく。
③	アンケート調査を実施し、自主会場の偏在状況等の実態把握を行う。	自主会場の実態把握を行った。	今後、自主会場の支援について検討を行う。

他 区 の 実 施 状 況	（ 実施 13 区		未実施 9 区		不明 0 区 ）	

議 会 質 問 状 (要旨)	平成21年一定	介護予防事業に男性が積極的に参加できる環境整備について
	平成24年一定	介護予防の取り組みについて
	平成26年度9月会議	ロコモティブシンドローム対策の普及啓発について
	平成27年度6月会議	荒川ころばん体操の今後の取組について
	平成27年度11月会議	介護予防への男性参加者の増加対策

事務事業分析シート（令和7年度）										No1	
事務事業コード		09-02-07			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		女性の健康応援事業			部課名		健康部健康推進課		課長名		田中
					担当者名		松本		内線		432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-07-01		女性の健康応援事業費							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		平成 22（ 2010 ）年度			根拠		健康増進法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等						
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市							
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		01 青壮年期の健康増進							
目的		女性の生涯にわたっての健康づくりを推進する。特に、子育て世代や働き盛り世代の女性を対象に、健康相談及び、健康情報の提供を行うことにより、自らの健康を考える機会をつくり早世予防を図る。									
対象者等		主に青壮年期の女性									
内容		・ 啓発講演会の開催（女性の生涯を通じた健康、不妊・不育等妊娠にまつわる課題等） ・ 乳幼児健診で骨密度に関するリーフレットを配布（骨粗鬆症に関する知識の普及啓発） ・ 特定不妊治療費（先進医療）の助成									
経過		平成19年度 3歳児健診時の骨密度測定を「子育てファミリー事業」から「女性の健康応援事業」に組替 平成22年度 女性がん検診時骨密度測定を「ノーマル大作戦事業」から「女性の健康応援事業」へ組替 平成30年度 妊婦歯科健康診査事業開始。 令和元年度 妊娠届出時に面接で妊娠期から子育て期の女性の健康の相談支援を開始 令和2年度 感染症流行により妊娠期の面接を除き事業を休止。骨密度に関するリーフレットを配布開始 令和3年度 感染症流行を鑑み、骨密度測定等を終了、保健師活動での支援に移行 令和4年度 ユースフルな取組として、13歳女子にHPVワクチン予診票の郵送に合わせてリーフレットを配布開始 令和5年度 フレコンセッションと頭痛の講演会を開催 令和6年度 更年期に関する講演会を開催 令和7年度 特定不妊治療（先進医療）の助成を開始									
必要性		生涯にわたって健康を保持増進し、ＱＯＬ（生活の質）の向上を図ることができるよう、女性特有のライフサイクルに応じた適切な健康管理、生活習慣の獲得の支援が必要である。									
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)			
	①	健康状態がよいと感じる人の割合(%)	42.7	44.2	45.6	46.0	46.0	GAH調査			
	②										
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
7年度		8年度									
推進		推進		女性は生涯にわたって机の変化による健康への影響を受けやすく、近年「フレコンセッション」が注目されており、令和7年度から開始される骨粗鬆症検診に併せて推進する必要がある。							

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		4,643	4,588	778	421	393	319	9,523
決算額（7年度は見込み）		4,347	412	401	291	262	173	9,523
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	すこやかママの骨密度測定回数（回）	28	休止	-	-	-	-	-
	すこやかママの骨密度測定実施者数（人）	526	休止	-	-	-	-	-
	がん検診時の骨密度測定回数（回）	129	休止	-	-	-	-	-
	女性向けの講演会	-	-	-	-	30	49	60

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会講師謝礼	73	報償費	講演会講師謝礼	27	報償費	講演会講師謝礼	89
需用費	リーフレット購入	76	需用費	リーフレット購入	145	需用費	リーフレット購入	113
役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	0	役務費	郵送料	1
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	20
償還金利子等	都補助金返還金	113	償還金利子等	都補助金返還金	1	扶助費	不妊治療助成金	9,300

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費		833	1,560	727	行政収入	地方税等		0	0	0
		物件費		76	144	68		国庫支出金		0	0	0
		維持補修費		0	0	0		都支出金		60	80	20
		扶助費		0	0	0		分担金及び負担金		0	0	0
		補助費等		187	28	▲ 159		使用料及び手数料		0	0	0
		減価償却費		0	0	0		その他		0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		60	80	20
		賞与・退職給与と引当金繰入額		54	102	48		行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 1,090	▲ 1,754	▲ 664
		その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)		1,150	1,834	684	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,090	▲ 1,754	▲ 664			
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,090	▲ 1,754	▲ 664			

備 考	物件費の増は、リーフレット作成によるもの。補助費等の減は、講演会で託児を実施しなかったことによる報 償費の減及び補助金の返還金の減によるもの。
--------	--

問題点	プレコンセプションケアの普及啓発の必要性があるが、区民への認知度と関心が低く、講演会を開催しても参加数が少ない。区民の関心度が高いテーマと合わせるなど工夫をする必要がある。また、各事業及び教育機関などの関係機関と連携し、女性の各世代の健康課題に沿った情報等を提供する必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	プレコンセプションケアの周知と更年期の講演会を開催する共に、令和7年度開始の骨粗しょう検診との連携を検討する。	更年期の講演会を開催し、月経前症候群やプレコンについて周知を行った。骨粗鬆症講演会の際に、女性の健康に関する冊子を配布した。	13歳の女性を対象としたリーフレットを若い女性全般にむけたものに改定し、知識の普及啓発を図る。
②	不妊治療助成金事業について、都や他区の情報収集に努め、令和7年度から事業開始できるよう制度設計を行う。	不妊治療助成金事業について、都や他区の情報収集し、令和7年度から事業開始できるよう制度設計を行った。	不妊治療助成金事業に関する周知に努めるとともに、相談体制の充実を図る。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	

況 議 会 質 問 状 (要旨)	令和2年度2月会議	女性の健康週間について
	令和3年度2月会議	女性の健康相談窓口・女性の生涯の健康について
	令和4年度6月会議	女性のユースヘルスケアについて
	令和6年度6月会議	すべての女性のためのトータルプラン（更年期障害を中心に）
	令和6年度11月議会	貧血対策とプレコンセプションケアの推進について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-08		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		医療援助		部課名		健康部健康推進課		
				課長名		田中		
				担当者名		東		
				内線		3901		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-01-01		医療援助				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 45（ 1970 ）年度		根拠法令等		予防接種法、予防接種法施行令		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度						
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		02 健康危機管理体制の整備				
目的		予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、医療費、医療手当、障害児養育年金または障害年金、死亡した場合は、埋葬料、死亡一時金を給付を行うことにより救済することを目的とする。						
対象者等		予防接種法による定期予防接種及び臨時接種を受けたことによる疾病が、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣により認定され、その医療を受ける者等						
内容		予防接種法による救済措置として給付するものは以下のとおり。 ・医療費及び医療手当：予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 ・障害児養育年金：予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 ・障害年金：予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 ・死亡一時金（A類疾病、新型コロナワクチン）、遺族年金または遺族一時金（B類疾病）：予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 ・葬祭料：予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 区が請求を受け付け、調査委員会を設置して必要な調査を行い、都を通じて国に進達する。 国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付対象となる。						
経過		・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 ・番号法の施行に伴い、各請求書の記載事項に個人番号が追加された。 ・令和元年度に、結核の予防接種（BCG）による健康被害疑い事例が発生し、予防接種健康被害調査委員会を初めて開催した。 ・令和3年度から、新型コロナワクチン接種に関する健康被害の申請があり、予防接種健康被害調査委員会を随時開催している（令和6年度末時点で10回開催）。 ・予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について（施行通知）において、障害年金、介護加算額等の改正があった場合、都度対応している。						
必要性		予防接種による健康被害の救済措置は法に基づく事務であり必要不可欠である。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 健康被害による年金受給者（障害年金2級1人）に対して年4回口座振込により、年金を支給する。 健康被害認定者に対して、医療費・医療手当の申請の都度、口座振込により支給する。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 支給件数	1	9	6	8	0		
	② 救済制度利用申請件数	7	2	3	2	0		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続			継続					法に基づくため継続して実施する事業であり、予防接種による健康被害の救済に直接関わるものである。

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			4,311	4,813	4,816	4,754	51,183	50,541	53,950
決算額（7年度は見込み）			4,250	4,812	4,815	4,753	50,421	50,520	53,950
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	障害年金２級者		1	1	1	1	1	1	1
	医療費・医療手当		0	2	1	1	9	6	8
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	予防接種健康被害調査委員会謝礼	123	報償費	予防接種健康被害調査委員会謝礼	104	報償費	予防接種健康被害調査委員会謝礼	124	
扶助費	死亡一時金、障害年金、医療手当	50,298	扶助費	死亡一時金、障害年金、医療手当	50,416	扶助費	死亡一時金、障害年金、医療手当	53,826	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	347	4,410	4,063	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	46,013	46,017	4
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,212	3,379	167
		扶助費	50,298	50,417	119		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	123	104	▲ 19		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	49,225	49,396	171
		賞与・退職給与引当金繰入額	23	288	265		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,566	▲ 5,823	▲ 4,257
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	50,791	55,219	4,428		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,566	▲ 5,823	▲ 4,257
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,566	▲ 5,823	▲ 4,257		

備考	扶助費は、障害年金の4,402千円のほか、新型コロナワクチンの健康被害に関する医療費等46,015千円で構成されている。行政収入は、新型コロナワクチンの健康被害に対する国庫負担金と障害年金に対する都支出金である。
----	---

問題点	予防接種健康被害救済制度は、受付業務は区で実施するものの、給付についての審査は国が実施することから、審査基準や認定までに要する時間等、全般的に不透明な点が多いため、よりきめ細やかな対応が必要となる。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	給付認定が下りた事例から、給付まで要した時間と傾向を把握し、制度の理解につなげる。	給付申請の際、事業概要の説明に加え、必要に応じて多岐にわたる添付書類の整理を補助するなど、個々の状況により柔軟に対応した。	過去の事例を踏まえた対応を行うとともに、区ホームページ等、接種勧奨の際に救済制度の情報も併記するなど工夫を講じる。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の区画

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	予防接種費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	杉澤・古屋		内線	3901	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-01-02	予防接種費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	予防接種法、予防接種法施行令			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	感染症の発生及びまん延を予防するとともに、安全に予防接種が実施される体制を整える。							
対象者等	・ 定期予防接種：法令に基づいた年齢の者 ・ 任意予防接種：要綱に基づいた年齢の者							
内容	【定期予防接種】 ・ A類疾病：集団予防、重篤な疾患予防に重点をおき、本人（保護者）に努力義務がある予防接種 ロタ、五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）、小児用肺炎球菌、BCG、 急性灰白髄炎（ポリオ）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん風しん、水痘、 B型肝炎、HPV ・ B類疾病：個人予防に重点をおき、本人に努力義務がない予防接種 高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナ、带状疱疹（令和7年4月から） ・ 任意予防接種 予防接種法に基づく定期接種以外の接種 おたふくかぜ、MR、BCG特別対策、風しんの抗体検査及び予防接種、小児インフルエンザ、带状疱疹、 男子HPV、定期予防接種の再接種							
経過	平成26年度	水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種化、BCGワクチンを集団実施から個別接種に変更 妊婦等への風疹予防接種・抗体検査費用助成を開始						
	平成28年度	B型肝炎ワクチン定期接種化、定期予防接種の償還払い制度の開始						
	平成30年度	予防接種システムの導入						
	令和元年度	風疹抗体検査・第5期の定期予防接種開始						
	令和2年度	ロタワクチン定期接種化						
	令和3年度	新型コロナワクチン（特例臨時接種）開始、免疫消失者向け再接種費用助成開始						
	令和4年度	HPVワクチン接種勧奨再開、慢性疾患等のある小児へのインフルエンザ費用助成開始						
	令和5年度	带状疱疹ワクチン費用助成開始						
令和6年度	男子HPV費用助成・新型コロナワクチン（定期接種）開始、小児インフルエンザ助成の拡充							
令和7年度	带状疱疹ワクチン（定期接種）開始							
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	各種予防接種業務委託 （一社） 荒川区医師会及び医師会非加入の区内協力医療機関に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	定期A類： 麻しん風しん（第Ⅰ期）接種率	101.4	100.3	96.7	100	100.0	実施人員／対象人員 ※国の目標95%以上
	②	定期B類： 新型コロナワクチン接種率	81.7	51.0	36.4	36.4	40.0	4年：第1期追加接種、5年：5年春開 始接種、6年：定期接種
③	任意： 小児インフルエンザ接種率	-	-	34.7	35.0	40.0		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続		継続	法に基づく必須事業であり、感染症の発生を予防するため、継続して実施する。					

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	接種予診票	2, 213	需用費	接種予診票	2, 586	需用費	接種予診票	2, 754
役務費	通知用郵送料・データ入力等事務労働者派遣等	25, 732	役務費	通知用郵送料・データ入力等事務労働者派遣等	14, 983	郵便料等	通知用郵便料等	14, 691
委託料	予防接種委託料等	1, 360, 105	委託料	予防接種委託料等	1, 289, 682	手数料	データ入力等事務労働者派遣	7, 454
使用料・賃借料	集団接種会場使用料・賃借料	4, 866	負担金補助等	予防接種償還払い	9, 443	委託料	予防接種委託料等	1, 410, 537
備品購入費	非常用小型蓄電池	610	償還金利子等	国庫支出金等返還金	54, 126	負担金補助等	予防接種償還払い	9, 613
負担金補助等	予防接種償還払い・集団接種会場光熱費・接種支援事業協力金	14, 417						
償還金利子等	国庫支出金等返還金	42, 678						

備考	物件費は役務費や委託料等で構成されており、接種実績数の減少により86,275千円の減となった。補助費等は負担金補助及び交付金や償還金利子及び割引料で構成されており、補助金の返還金の増加により6,475千円の増となった。
問題点・課題	定期接種としての予防接種の種類が年々増加し、疾病に対する有効な防衛策の一つとして予防接種のニーズが高まる中で、区医師会や接種を実施する協力医療機関に対して国の動向等、接種に関する最新情報を提供するとともに、区民が正しい情報のもとで接種の可否を判断できるよう、あらゆる媒体で最新情報を発信する必要がある。 国が指定する標準化準拠システムへの移行を円滑に実施するとともに、接種予診票のデジタル化をはじめとした予防接種事務の電子化に向けて、接種対象者、医療機関に適切に情報提供をする必要がある。

問題点・課題の改善策										
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	令和6年度から開始する男子HPVワクチンの任意接種及び小児のインフルエンザワクチンについて、ホームページ等での周知を図る。			区ホームページやスクリレ、町会回覧板での周知など、関連する情報をあらゆる媒体を通じて周知できた。			区ホームページについて、接種希望者が容易に目的の情報にたどり着けるよう、情報を整理し、再構築を行う。			
②	接種期限が迫っている定期予防接種について、各年齢に合わせた内容のチラシによる情報提供を図る。			接種忘れの多い予防接種に重点を置き、個別勧奨通知、スクリレによる接種勧奨などの方法で接種勧奨を実施し、接種を促進した。			引き続き、対象とする年齢層に合わせた広報媒体を活用し、効果的な周知方法で接種勧奨を行う。			
③										
他区の実施状況	(実施		22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会(要旨)質問状況	令和4年度2月会議 令和5年度11月会議 令和6年度6月会議 令和6年度11月会議			帯状疱疹ワクチンについて、小児インフルエンザ予防接種について 小児のインフルエンザワクチン助成金の支給対象者の拡大について 令和6年度の高齢者インフルエンザ、コロナワクチンについて、 HPVワクチン、RSウイルスワクチンについて HPVキャッチアップ接種について						

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	栄養相談活動		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	伊藤		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-01-01	栄養相談活動					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	健康増進法第17条、第18条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	生活習慣病等を予防するための食生活について具体的な方法を示し、一人ひとりの健康づくりを推進する。							
対象者等	栄養相談を希望する区内在住・在勤者							
内容	(1) 栄養相談/まちかど栄養相談 生活習慣病予防の食事や妊産婦の食事、離乳食、幼児食について個別相談を実施する。 (2) 栄養講習会 生活習慣病の予防や妊産婦の食事、離乳食、幼児食についての知識を普及啓発する。野菜の摂取や減塩の必要性についても合わせて周知する。 (3) みそ汁の塩分濃度測定 家庭のみそ汁等の汁物の塩分濃度を測定し、減塩の必要性を推進する。 (4) 食育イベント 日々の推定野菜摂取量を測定し、食習慣の改善の行動変容を促し、野菜の摂取量増加を目指す。							
経過	・平成20年度：あらかわN0！メタボチャレンジャー事業を開始し、家庭のみそ汁塩分濃度測定を実施 ・平成24年度：35-39健診を開始し、家庭のみそ汁塩分濃度測定を実施 ・平成28年度：35-39健診でのみそ汁塩分濃度測定を変更し、適正な濃度のみそ汁を試飲 ・令和6年度：子育てハッピー講座（5か月児・1歳児）でみそ汁塩分濃度測定を開始（希望者のみ） 子育てハッピー講座（1歳児）で適正な濃度のみそ汁の試飲を実施 ・令和7年度：食育イベントを実施（ベジチェック測定、野菜レシピの配布、栄養相談コーナーの設置） あらかわN0！メタボチャレンジャーを対象にオンライン栄養相談を実施							
必要性	栄養相談活動は区民の健康づくりを推進する上で重要な役割があり、また、生活習慣病を食生活の面から予防するうえでも必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 栄養相談は予約制で行い、電話や来所により随時必要に応じて対応している。講習会は団体からの依頼により実施する。また、家庭のみそ汁塩分濃度測定は指定日及び各種事業等で測定する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	栄養相談（来所・電話等）	126	96	102	120	130	成人の個別相談実績 (20歳未満含む)
	②	栄養相談（来所・電話等）	128	117	104	180	200	乳幼児の個別相談実績 (妊産婦を含む)
③	みそ汁測定（件）	0	22	116	120	130		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		区民の健康増進を図るため、食生活の面から支援するうえに必要な事業であり、推進する。				

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	145	需用費	消耗品費	139	需用費	消耗品費	159

備考	物件費は一般需用費として栄養相談に必要な消耗品を購入している。
問題点・課題	令和5年度区政世論調査から1日に野菜をほとんどとらない人の割合が11.9%、塩分を控えている人の割合が57.4%とわかった。野菜は1日350g以上の摂取が望ましいため、野菜の摂取を促す取り組みが必要である。また、食塩については摂取目標量（上限）が男性7.5g未満、女性6.5g未満（日本人の食事摂取基準2020年版）であるため、更に減塩の普及啓発が必要である。個別相談は来庁・電話での対応であり、働き盛り世代の利用が少ないほか、全体の相談件数が横ばいとなっているため、保健所での栄養相談の実施について周知を強化するとともに気軽に相談ができる体制の整備が必要である。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	現在の来所・電話での栄養相談に加え、オンラインによる栄養相談、区内施設等での街なかでの栄養相談を実施する。			ふれあい館1施設でまちかど栄養相談を実施し、4件の相談があった。			まちかど栄養相談の実施施設を拡大する。働き盛り世代の相談等、オンライン栄養相談も含めて実施する。		
②	みそ汁塩分濃度測定の実施について積極的に周知し、各種事業でみそ汁塩分濃度測定の機会を増やす。			離乳食講座での測定を開始し、積極的な周知を行った結果、測定件数が大幅に増加した。			みそ汁の塩分濃度測定を健康アプリのポイント付与対象とし、利用促進につなげる。		
③									
他 施 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 区により取組は異なるものの、全ての区で実施している。								
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	平成28年度2月会議 アレルギー対策について 令和 4年度2月会議 減塩とグルテンについて								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	成人歯科健康診査		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-03		成人歯科健康診査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	健康増進法第17条第1項、第19条の2			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	母子保健法第13条			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	う蝕、歯周疾患等の口腔疾患を早期に発見し、口腔保健指導を行う。また適切な歯科治療と結びつけることによって口腔の健康保持と歯の喪失を防ぎ、糖尿病等の全身疾患の改善にも資すること、及びこれを機会に身近な地域におけるかかりつけ歯科医の定着を促進することを目的とする。							
対象者等	区内に住所を有する当該年度に20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳になる者および妊娠中の者							
内容	1 実施場所 区内協力歯科医療機関 2 実施方法 (1) 勧奨通知 20・25・30・35 40・45・50・55・60・65・70歳を迎える区民には受診券のハガキを送付 妊婦には妊娠届出の際に母子健康手帳と受診券を交付 (2) 受診方法 受診券を（妊婦は「母子健康手帳」を併せて）持参し、区内協力歯科医療機関を予約の上、受診 3 健診内容 ①問診、②口腔内診査（歯周病診査を含む）、③個別保健指導							
経過	平成 7年度 誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科健診を実施 平成17年度 誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢拡大し40・50・60歳は直営、70歳は委託で実施 平成20年度 直営・委託併用方式とし、受診方法は区民の選択制で実施 平成21年度 対象年齢を拡大し40・45・50・55・60・65・70歳に実施 40・50・60・70歳は直営と委託の選択制、45・55・65歳は委託 平成30年度 対象者に妊婦を加えて実施 令和 2年度 直営実施は4月3日から新型コロナウイルス感染拡大防止のため一時休止 令和 3年度 直営・委託併用から全委託として実施 令和 6年度 対象年齢に20・25・30・35歳を追加							
必要性	20・30・40・50・60・70歳は健康増進法に基づくものである。妊娠中の歯周病は低体重児出産や早産に影響があるという報告もあり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区歯科医師会委託(成人歯科健康診査に関する業務委託)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	46.6	47.3	48.0	45.0	40.0	成人歯科健康診査
	②	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	47.7	51.9	48.1	50.0	95.0	成人歯科健康診査
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		健康増進法に基づく事業であり、かかりつけ歯科医を推進し、区民の口腔保健の向上につながる事業であるため、継続して実施する。				

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		8,463	9,381	9,728	8,909	8,951	12,589	15,150
決算額（7年度は見込み）		8,217	6,636	7,220	8,074	7,674	12,212	15,150
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	直営受診者	384	10	-	-	-	-	?
	委託受診者	1,041	1,077	1,207	1,281	1,216	1,833	1,860
	（再掲）妊婦受診者	529	536	580	595	576	577	600
	合計受診者	1,425	1,087	1,207	1,281	1,216	1,833	1,860
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	受診券・受診票等	184	需用費	受診券・受診票等	161	需用費	受診票等	165
委託料	成人歯科健康診査委託料	7,490	役務費	郵便料	760	役務費	郵便料	2,975
			委託料	成人歯科健康診査委託料	11,291	委託料	成人歯科健康診査委託料	12,010
(単位：千円)								
行政 コスト 計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	694	678	▲ 16	地方税等	0	0	0
	物件費	7,674	12,212	4,538	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	928	3,734	2,806
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	928	3,734	2,806
	賞与・退職給与引当金繰入額	45	44	▲ 1	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 7,485	▲ 9,200	▲ 1,715
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,413	12,934	4,521	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 7,485	▲ 9,200	▲ 1,715
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 7,485	▲ 9,200	▲ 1,715	
備考	物件費は健診の委託料11,291千円や郵便料で構成されている。							
問題点・課題	・令和6年度の成人歯科健康診査結果によると、口腔状態の健康な者は9.1%、要指導者は31.3%、う蝕や歯周病で受診が必要な者は59.6%と口腔状態を改善する必要がある者が非常に多い。 ・歯周病は生活習慣病であり、糖尿病の6番目の合併症でもある。生涯にわたり健康を維持するためにはかかりつけ歯科医をもつことは重要である。区民が日常的に自ら口腔ケアに取り組み、かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受けるよう、歯と口の健康に関する知識の普及啓発を引き続き図る必要がある。							
問題点・課題の改善策								
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	生涯を通じた切れ目のない歯科健診のため、20歳代、30歳代に対象を拡大する。		生涯を通じた切れ目のない歯科健診のため、20・25・30・35歳に対象を拡大した。			40歳以降の健診通知を「がん検診のお知らせ」への同封からハガキに変更し、閲覧率の向上と受診率の向上を図る。		
②								
③								
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
状況	健康増進法に基づく20・30・40・50・60・70歳以外の対象年齢は各区で異なる。 妊婦を対象とした歯科健診診査は直営2区、委託18区、直営委託併用2区で実施されている。 (令和6年3月発行「東京の歯科保健」)							
議会要旨	令和元年度 2月会議 令和 4年度11月会議 令和 5年度11月会議		成人歯科健診について 歯及び目の健康について 歯科健診の対象年齢の拡大について					

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	糖尿病対策推進事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	松本		内線	432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-07-01	糖尿病対策推進事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	健康増進法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	糖尿病境界域にある人の発症予防と、発症早期から治療や生活習慣改善により、糖尿病合併症を予防し、区民のQOL（生活の質）の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住・在勤者、関係医療機関・歯科診療所及び薬局薬店							
内容	・行政と医療機関が連携し、糖尿病対策協議会を設置して、地域連携推進体制を構築する。 ・糖尿病予防講演会の実施、区報、ちらし、区ホームページ、あらかわ遊園のライトアップ（世界糖尿病デー）などにより、糖尿病への理解と血糖をコントロールする意義について普及啓発を図る。 ・病院、診療所、歯科医院、薬局を対象に研修会実施：連携推進を目的に実施する。 ・医療機関からの紹介による糖尿病栄養相談を実施する。 ※令和6年度～11年度の健康増進計画においては、重点目標の「健康寿命の延伸」を標達成するために、糖尿病を含む「生活習慣病の早期発見・重症化予防」を施策を掲げた。							
経過	平成24年度：三師会を対象に糖尿病に関する実態把握を目的とするアンケート調査を実施。以下毎年、糖尿病協議会、区民向け糖尿病講演会、医療従事者向け糖尿病研修会を開催。 平成25年度：医療機関からの紹介による栄養相談を月2回実施。 平成26年度：区内の糖尿病治療に関連する情報やサービスを集約した血糖コントロールガイド作成 平成28年度：糖尿病栄養相談の土曜日開始。 平成29年度：糖尿病と高血圧の普及啓発冊子作成、野菜摂取普及啓発キーホルダー等の作成。 令和元年度：糖尿病予防講演会、糖尿病対策医療連携推進研修会を開催。（令和2・3年度は、感染症流行拡大防止のため講演会は休止し、健康情報提供店などで普及啓発） 令和 4年度：糖尿病予防講演会「理学療法士が教える筋力アップのコツ」、糖尿病協議会開催 令和 5・6年度：糖尿病予防講演会「健診結果を活かした健康づくり」、糖尿病協議会開催							
必要性	糖尿病は、健診で高血糖であっても放置されていたり、治療中断が多い一方、合併症による透析や失明、要介護状態に至ることが多い病気である。保健予防課の「特定健診」や国保年金課の「糖尿病重症化予防事業」等と連動して、医療費や介護給付費の抑制を図る必要性が高い事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	糖尿病の疑いのある人の割合〔男性〕（%）	31.7	32.9	33.2	32.0	28.0	特定健診（結果）
	②	糖尿病の疑いのある人の割合〔女性〕（%）	22.5	24.4	25.0	24.0	20.0	特定健診（結果）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進		糖尿病の発症予防や重症化予防を普及啓発し、重症化予防のシステムを推進していくことは、生活の質の向上及び医療費抑制の観点から優先度が高い事業である。国保年金課事業等と連動して重点的に推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

補助費等の増は、糖尿病栄養相談に係る栄養士の報酬費増によるもの。

糖尿病は自覚症状が少なく、自己判断による治療中断や医療機関の未受診となりやすいため、区民のヘルスリテラシー向上を図る必要がある。また、令和6年度から始まった荒川区健康増進計画に則り、糖尿病を含めた生活習慣病予防全体に関する普及啓発を展開していく必要がある。

問題点・課題の改善策

施狀況

議 案	平成29年度2月会議 糖尿病対策について
-----	----------------------

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-13		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		母親学級・両親学級		部課名		健康部健康推進課		課長名		田中			
				担当者名		上野		内線		433			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-01-01		母親学級・両親学級									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 23（ 1948 ）年度		根拠法令等		母子保健法第9条、第10条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無											
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		05		親子の健康推進							
目的		初妊婦及びそのパートナー等が沐浴体験等、育児に対する正しい知識を習得するとともに協力して育児をする体制を考える。 社会資源を知ることによって育児負担の軽減が孤立化を防ぐ。											
対象者等		妊婦及びそのパートナー等											
内容		【令和2年度まで】 母親学級：年12回、毎月1回、4日間コース、32名。正しい知識習得により母親の自覚を促すプログラム。受講から6か月後にも集まる会を開催し、孤立化防止。 両親学級：年16回、休日開催、月1～2回、半日コース、32組。男性心理士の講話、沐浴体験等で夫婦の育児能力の向上と協力に働きかけている。 【令和3年度より】 ハローベビー学級：令和3年12月より開始、月1日開催、1時間（1日4回実施）コース、12組。初めて親になる両親を対象に沐浴等の実習を行う。 新米パパ講座：令和4年度より開始、年4回、半日（1日1回実施）コース、80人。男性心理士による講話。 【令和6年度以降】 ハローベビー学級を民間事業者へ委託：（対面学級）土日8回、平日4回（オンライン学級）土日4回											
経過		・平成12年度 保健所に業務集中化し、母親学級12回、両親学級8回を保健所で実施した。 講師を産科医と歯科医を心理相談員に変更 ・平成14年度 毎月の母親学級3回目を両親学級の内容に合わせ、休日の両親学級を6回にした。 ・平成19年度 両親学級を年6回から月1回（年12回）開催とした。 ・平成24年度 両親学級を年4回（午前）増加し年16回開催。開催時間を30分短縮して2時間30分とする。 ・令和 2年度 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、母親学級・両親学級を休止した。 ・令和 3年度 母親学級・両親学級の代替としてハローベビー学級を開始した。 ・令和 4年度 ハローベビー学級を年2回増加し年10回開催。電子申請受付開始。 新米パパ講座開始（年4回） ・令和 6年度 ハローベビー学級を民間委託化。対面講座とあわせてオンライン講座を実施。											
必要性		核家族化が進む中、沐浴を中心に育児に関する知識の習得や事故防止、社会資源の紹介といった予防的な働きかけによって、育児期のトラブルの未然防止が図られる。											
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 令和6年度より、ハローベビー学級の運営を委託化											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）					
	①	両親学級参加延人数（3年度よりハローベビー学級）	801	1,036	1,086	1,103	1,600	7年度見込みは定員数*6年度参加率					
	②	新米パパ講座参加延人数	220	271	247	246	320	7年度見込みは平均、目標値は定員数					
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
7年度		8年度											
重点的に推進		重点的に推進		地域で孤立せず、妊娠・出産・育児期のトラブルを未然に防止するため欠かせない事業であるため重点的に推進する。									

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		1,294	1,310	1,638	1,541	2,496	5,440	8,861
決算額（7年度は見込み）		1,119	416	840	1,272	2,365	3,547	8,861
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	母親学級回数	44	休止	-	-	-	-	-
	母親学級参加延人数	738	休止	-	-	-	-	-
	両親学級回数（3年度ハローベビー学級）	15	休止	16	40	48	32	28
	新米パパ講座回数	-	-	-	4	4	4	4

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	1,097	報償費	講師謝礼	98	報償費	講師謝礼	98
需用費	調理材料費テキスト代	578	需用費	調理材料費テキスト代	7	需用費	調理材料費テキスト代	360
使用料等	会場使用料	21	委託料	ハローベビー学級委託	3,443	委託料	ハローベビー学級委託	8,269
備品購入費	沐浴人形	669	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	51
						備品購入費	沐浴人形	83

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,877	4,478	▲ 1,399	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1,268	3,450	2,182		国庫支出金	0	50	50		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,097	98	▲ 999		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	835	0	▲ 835		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	835	50	▲ 785		
		賞与・退職給与引当金繰入額	384	293	▲ 91		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,791	▲ 8,269	▲ 478		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	8,626	8,319	▲ 307		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,791	▲ 8,269	▲ 478		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,791	▲ 8,269	▲ 478				

備考	物件費は需用費、使用料等、備品購入費、委託料で構成されており、6年度からハローベビー学級の民間委託を開始したことにより委託料が増。補助費等は講師謝礼であり、6年度は委託化したことにより減。
----	---

問題	ハローベビー学級、新米パパ講座は新しく赤ちゃんを迎える事前準備として重要な事業である。受講者アンケート等を参考に、事業内容を改善して実施する必要がある。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	コロナの5類移行に伴い、時間を拡大し、講座内容にママ友、パパ友づくりを盛り込む。	昨年度の1時間から2.5時間への時間の拡大や、対面講座内で受講者同士の交流タイムも実施した。アンケートでは満足度も高かった。	オンライン講座内でも交流タイムを作り妊婦の孤立化を防ぐ。
②	ハローベビー学級は未受講者の解消のため、平日講座以外に、土日開催、オンライン開催についても実施する。	土日の対面講座は毎回満員だが平日の対面講座とオンライン講座は空きがあったため、キャンセル待ちの方に促すことができた。	平日の対面講座やオンライン講座も参加希望者が増えるよう周知に努める。
③	新米パパ講座では、参加者からの意見を踏まえ、講座内容の充実に向けた検討を行う。	参加者のアンケートを参考に妊婦とのコミュニケーション方法についてより詳しく伝えた。	パパの育休取得や育児参加が増えていることから、「パパの産後うつ」の内容充実を図る。

他 区 の 実 施 状 況	（ 実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区 ）	

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問	平成22年2定 暴力の連鎖を食い止める環境づくりや虐待予防のための保護者に対する育児支援の積極的な取り組みの必要性 平成28年度2月会議 母親の孤立を防ぐための父親の育児参加への支援 令和5年度決算特別委員会 母親学級におけるママ友づくり
---	---

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	妊産婦健康診査		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	山田		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-01-02		妊産婦健康診査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 44（ 1969 ）年度	根拠	母子保健法第10・13条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	母子保健法第13条の規定により、妊婦の健康診査を実施し、その健康管理に努める。 流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の安全確保を図る。 経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦に対して必要な保健指導を受けられる機会を設ける。							
対象者等	区に妊娠届出をした妊婦で、区内に居住している者 他自治体で母子手帳の交付を受け、区内に居住している妊婦で申出のあった者 生活保護法による被保護世帯、又は区民税非課税世帯等で現在区内に居住する者							
内容	妊婦健康診査受診に係る費用を一部助成する。（妊婦健診14回、超音波検査4回、子宮頸がん検診1回） ・受診票による妊婦健康診査 ・里帰り出産等妊婦健康診査の費用助成 ・保健指導票による費用助成 ・多胎妊婦健康診査費用の追加助成							
経過	・平成9年4月 健診分から支払い事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託。 ・平成15年度 乳児健診時に実施していた産婦検診（胸部X線、検尿、血圧等）を廃止。 ・平成20年度 妊婦健康診査の公費負担を2回から14回に拡大。里帰り出産等妊婦健康診査費用の助成及び妊婦健康診査の経過措置助成（平成21年3月31日終了）を開始。 ・平成21年度 超音波検査に係る公費負担の年齢制限（35歳以上）を廃止。 ・平成23年度 H T L V－1 検査（1回）の公費負担を開始。 ・平成25年度 妊婦健康診査全14回分が普通交付税措置により一般財源化。 ・平成28年度 妊婦子宮頸がん検診（1回）およびH I V抗体検査（1回）の公費負担を開始。 ・平成29年度 C型肝炎検査を「1回目」に変更。 ・平成31年度 ゆりかごプランによる支援の一環として位置付けた。 ・令和4年度 多胎妊婦の公費負担を5回拡大（償還払い）。 ・令和5年度 超音波検査の公費負担を1回から4回に拡大。加藤産婦人科の閉院に伴う健診費用助成。							
必要性	流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防する等、身体面の安全を確保するほか、医療従事者によるメンタル支援等の機会ともなるため、年々重要性が増している。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 健診を都医師会、支払事務を東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施。（妊婦・乳児健康診査等委託料の審査及び支払事務等に関する委託契約他）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	妊婦健診受診率	87.0	86.6	86.6	86.7	100	受診者／対象者 令和7年度見込みは4～6年度の平均
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
重点的に推進		重点的に推進	流・早産、妊娠高血圧症候群等を予防し、安全に妊娠、出産を迎えるため欠かせない事業である。周産期うつ予防を図るためにも、重点的に推進する。					

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費、印刷製本費	12	需用費	消耗品費、印刷製本費	11	需用費	消耗品費、印刷製本費	15
役務費	助成金決定通知用	41	役務費	助成金決定通知用	33	役務費	助成金決定通知用	48
委託料	妊産婦健診委託料	126,448	委託料	妊産婦健診委託料	133,806	委託料	妊産婦健診委託料	133,102
扶助費	妊産婦健診助成金	7,960	扶助費	妊産婦健診助成金	8,210	扶助費	妊産婦健診助成金	12,661
償還金利息等	国庫補助金返還金	63	償還金利息等	国庫補助返還金	25,553			

備考	物件費は妊婦健診の委託料等であり、件数が増えたため増となっている。補助費等は都補助金の返還のため増となっている。
問題点・課題	・委託の都合上、健診の結果が2ヶ月以上遅れて返信されているため、妊婦健診の受診結果について即時に活用できない。 ・健診票からの把握とともに、特に支援が必要な妊婦については、随時医療機関や子ども家庭総合センターと総括的な連携体制が必要である。 ・妊産婦のメンタルヘルス問題を健診と同時に対応できる医療機関が限られている。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	引き続き、妊婦健診に関する周知を行うとともに、支援が必要な妊婦について、医療機関や関係機関と連携しながら支援を行う。			支援が必要な妊産婦について、電話や同行受診などにより情報や課題を共有する等、医療機関と連携して支援を行った。			妊婦健診受診の勧奨を行うとともに、支援が必要な妊婦の早期把握・フォローができるよう医療機関と連携して支援を行う。		
②									
③									
他 施 区 区 実 況	(実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区)		
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成20年4定 妊産婦の受け入れ拒否等の問題を始め、周産期医療の充実を図り、安心して子どもを生むことができる環境を整備すること								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（4か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	乳幼児健診（4か月児）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 24（ 1949 ）年度	根拠	母子保健法第13条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	身体の発育がめざましく、また首がすわる等の発達上の指標のある3～4か月児を対象に健康診査を行い、 疾病や障害を早期に発見し、早期治療・療育に結びつけるとともに、保健・栄養相談および指導などを行 うことにより、保護者の育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止・早期発見にも努める。							
対象者 等	生後3～4か月児							
内容	・問診、身体計測、診察により、体重増加等の身体発育面、首のすわり等の精神発達面、心音や股関節の 状況等疾患の有無、皮膚の状況等を把握する。 ・養育状況の確認や産後うつや育児不安の早期発見と対応 ・集団方式＋個別相談 ・個別通知にて健診案内を行っている。							
経過	・平成9年度 区が実施主体となった。 ・平成17年度 結核予防法改正によりツベルクリン反応検査が廃止され、直接BCG接種を行うことになっ た。これに伴い、2日制月2回の健診を1日制月3回に変更した。 ・平成25年度 予防接種施行令が改正され、BCGの標準的接種期間が「生後5か月以上8か月未満」に変更 されたことに伴い、平成26年度より4か月児健診時に実施していたBCG予防接種を委託医療機関による個 別接種に変更した。 ・平成28年度 「健やか親子21(第2次)」において乳幼児健康診査での必須問診項目として設定された問診 項目の一部について、「健やか親子21」アンケートとして実施。 ・令和元年度 母子保健システムを導入。 ・令和2年4月から厚労省通知により事業を延期(集団方式)。令 和2年6月から再開(個別方式)。対象者全員への電話相談とともに、先天性股関節脱臼等について、6か月児 健診(委託)でのチェックを医師会に依頼した。							
必要性	厚労省通知に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包 括支援センター業務）として必須である。							
実施 方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受診率 受診者数／対象者数	96.6	98.2	97.3	97.4	100.0	見込みは3年度平均
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		発育がめざましい3～4か月期に健診を行うことで、疾病や障害の早期発 見だけではなく、保健・栄養相談及び指導により保護者の育児不安の解 消、児童虐待の予防・早期発見にもつながるため、推進する。				

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			6,972	6,411	8,381	6,462	6,512	7,360	7,166
決算額（7年度は見込み）			6,707	5,376	7,160	6,051	6,118	6,184	7,166
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	受診者数		1,692	1,557	1,604	1,580	1,514	1,431	1,508
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	医師・看護師等	5,512	報償費	医師・看護師等	5,398	報償費	医師・看護師等	6,272	
需用費	健診用消耗品	317	需用費	健診用消耗品	259	需用費	健診用消耗品	430	
役務費	健診通知用	195	役務費	健診通知用	203	役務費	健診通知用	319	
委託料	医療系廃棄物処理	94	委託料	医療系廃棄物処理	86	委託料	医療系廃棄物処理	145	
			備品購入費	おもむつ交換台	238				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	25,640	23,350	▲ 2,290	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	605	786	181		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	5,512	5,398	▲ 114		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	627	627
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	627	627
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,674	1,527	▲ 147	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 33,431	▲ 30,434	2,997	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	33,431	31,061	▲ 2,370	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 33,431	▲ 30,434	2,997	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 33,431	▲ 30,434	2,997		

備考

物件費は需用費、役務費、委託料、備品購入費で構成されており、寄付金による備品購入により増。補助費等は報償費で構成。行政収入は寄付金の受入である。

問題点・課題

- ・受診率の維持・向上
- ・新生児訪問実施時からの産後うつやマタニティブルーのメンタルの変化を健診実施時に確認し、継続したフォローをしていく必要がある。
- ・各月によって出生数が違うため、対象者数に偏りがあり、対象者が集中したり、予約の変更がしづらい時期がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地下と1階で分かれていた健診を感 染症予防に配慮しつつ、ワンフロア での実施に変更し、効率的な会場設 営や運営を行う。	令和6年6月以降、地下のワンフロア での実施に変更した結果、健診準備 や全体把握がより簡易になる等、効 率的な会場運営が行えた。	より円滑な会場運営を行えるよう に、受付処理や流れの検討を十分 に行う。
②	言語の困難な場合は、通訳機器等 や、やさしい日本語の問診票を活用 し健診での問題解決を図る。	通訳機器の利用や問診時に丁寧に聞 き取りする等により適切な対応を 行った。	引き続き、通訳機器の利用ややさ しい日本語の問診票を活用する 等、各対象者の状況に応じた丁寧 な対応を行う。
③	健診毎の予約者数を同数程度にする 等、予約時の工夫を引き続き検討す る。	1回あたり最大60名の予約枠を設けた が、予約変更等により対象者が集中 するなど、月ごとに受診者数が大き く異なった。	対象者の予約変更柔軟な対応が できるよう、出生数に合わせて、 予約枠の調整を行う等の工夫を検 討する。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 會 質 問 状 (要旨)	令和元年度 6月会議	乳幼児健診の環境整備と拡充について
	令和 3年度11月会議	乳幼児健診の充実について

事務事業分析シート（令和7年度）										No1		
事務事業コード		09-02-16			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事					
事務事業名		乳幼児健診（1歳6か月児）			部課名		健康部健康推進課		課長名		田中	
					担当者名		山田		内線		433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-02-02		乳幼児健診（1歳6か月児）								
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 52（ 1977 ）年度			根拠法令等		母子保健法第12条、厚生省児童家庭局通知					
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度										
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市						
		政策		03		子育てしやすいまちの形成						
		施策		05		親子の健康推進						
目的		幼児に対する健康診査と保護者に対する適切な保健指導を行うことにより、幼児の健康の保持・増進に努め、児童虐待の未然防止・早期発見を図るとともに、発達障害の早期発見と保護者の育児不安の解消を図る。										
対象者等		1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児										
内容		・問診、身体計測、内科診察、歯科診察により、体重増加等の身体発育面、歩行や言語等の精神発達面、疾病及び異常の早期発見による心身障害の進行の未然防止を行う。 ・歯科、栄養についての集団指導および個別相談を実施 ・養育状況の確認や育児不安・養育困難等のサインを早期に発見し、支援していくための個別相談を行っている。 ・心理面や日常生活習慣等の問題点について相談を受ける。 ・集団方式＋個別相談 ・個別通知にて健診案内を行っている。										
経過		昭和52年度 区市町村事業として開始。 平成14年度 年24回の実施のうち4回を休日に実施。 平成24年度 平日を年4回増やし、月2回の平日実施とする。土曜の年4回は予約制で実施。 （年24回→年28回） 平成28年度 「健やか親子21（第2次）」において乳幼児健康診査での必須問診項目として設定された問診項目の一部について、「健やか親子21」アンケートとして実施。 令和元年度 母子保健システムを導入。 令和2年4月 厚労省通知により事業を延期（集団方式）。7月から再開。ホームページ上で健診のチェックポイントを公開し、早目の相談を促している。 令和5年4月 1歳6か月健診受診者へ、バースデーサポート事業によるギフトカードの配布を開始。 令和7年4月 内科健診を協力医療機関へ委託して実施										
必要性		法令に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。										
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）										
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明			
				4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)				
	① 受診率	97.5	95.7	97.8	97.0	100	受診者数／対象者数 令和7年度見込みは4～6年度の平均					
	②											
③												
事務事業の分類				分類についての説明・意見等								
7年度		8年度										
推進		推進		母子保健法第12条により実施が義務付けられており、幼児の健康保持・増進や発達障害等の早期発見につながるだけでなく、児童虐待の予防や早期発見にもつながるため、推進する。								

									(単位：千円)
予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			7,062	7,634	12,434	12,468	12,559	13,139	18,031
決算額（7年度は見込み）			7,019	7,553	11,850	10,784	10,141	9,902	18,031
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	受診者数		1,632	1,630	1,605	1,482	1,499	1,519	1,600
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	医師・歯科医師等	9,618	報償費	医師・歯科医師等	9,273	報償費	医師・歯科医師等	6,811	
需用費	健診用消耗品	247	需用費	健診用消耗品	348	需用費	健診用消耗品	424	
役務費	健診通知用	184	役務費	健診通知用	195	役務費	健診通知用	238	
委託料	医療系廃棄物処理	92	委託料	医療系廃棄物処理	86	委託料	健診委託費・廃棄物処理	10,558	

(単位：千円)									
勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	28,256	24,367	▲ 3,889	地方税等	0	0	0	0
	物件費	523	629	106	国庫支出金	0	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0
	補助費等	9,618	9,273	▲ 345	使用料及び手数料	0	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,845	1,594	▲ 251	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 40,242	▲ 35,863	4,379	0
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0
	行政費用合計(b)	40,242	35,863	▲ 4,379	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 40,242	▲ 35,863	4,379	0
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 40,242	▲ 35,863	4,379	0

備 考	物件費は、需用費が348千円、役務費が195千円、委託料が86千円である。補助費等は、医師・看護師等への報償費9,273千円で構成されている。
--------	---

問題点	・令和7年度から内科健診を区内医療機関に委託しており、支援が必要な児・家庭を早期に把握、フォローするため、医療機関と十分に連携する必要がある。 ・歯科健診と内科健診に分かれることによる未受診者への対応について、未受診者の増加やどちらかのみ受診した場合の対応方法を調整して受診漏れのリスクを減らす必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き発達障害の早期発見・早期療育開始のためにきめ細やかな健診を実施する。	問診・診察・心理相談などの健診各所で連携を取りながらきめ細やかな健診を行った。	発達障害の早期発見、早期療育開始のために、問診内容の充実を検討する。
②	健診会場を地下のみで実施することで1回の定員を増やせるか検討する。	健診会場を地下のみで実施することで、円滑な運営に繋がった。	1日あたりの受診者数が増加しているため、レイアウト等検討し、安全かつ円滑に健診を実施できるように努める。
③	医師の働き方改革に伴い、医師確保が困難になっているため、内科健診の区内医療機関への委託を検討する。	内科健診の区内医療機関への委託に向けて、新たな運用における健診の流れや未受診者の対応等について検討した。	医療機関とも連携し、支援が必要な児・家庭を早期に把握、フォローしていく。

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	すべて直営しているのは当区を除き5区（品川・千代田・大田・中野・豊島） 歯科健診のみ直営で、内科健診は医師会に委託している区が多い。					

議 案	令和元年度 6月会議 令和 3年度11月会議	乳幼児健診の環境整備と拡充について 乳幼児健診の充実について
-----	---------------------------	-----------------------------------

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（3歳児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-02-03	乳幼児健診（3歳児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	母子保健法第12条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に、総合的な健診を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健やかな成長と保護者への育児支援を図り、児童虐待の未然防止と早期発見に努める。							
対象者等	満3歳を超え満4歳に達しない幼児							
内容	・ 問診、身体計測、内科診察、歯科診察により、身体発育・栄養状態、発育発達の評価と異常の有無、精神発達の状況、言語障害の有無、予防接種の実施状況等を把握する。 ・ 心理面や日常生活習慣等の問題点について相談を受ける。 ・ 視力検査、スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査（視覚スクリーニング検査） ・ 聴力検査 ・ 集団方式＋個別相談 ・ 個別通知にて健診案内を行っている。							
経過	・ 平成 9年度 区が実施主体となった。 ・ 平成13年度 試行による休日健診を1回実施。 ・ 平成14年度 年21回のうち4回を休日に実施。 ・ 平成22年度 母親の骨密度測定を「女性の健康応援事業」へ組み替え。 ・ 平成24年度 平日を年4回増やし、月2回の平日実施とする。土曜の年4回は予約制で実施（年24回→年28回） ・ 平成26年度 尿検査を実施。 ・ 平成28年度 厚生労働省指定の必須問診項目を「健やか親子21」アンケートとして実施。 ・ 令和元年度 母子保健システムを導入。 ・ 令和 2年度 4月から厚生労働省通知により事業を延期（集団方式）。同年11月再開。 ・ 令和 3年度 10月からスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を実施。							
必要性	法令に基づく事業であり、また、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援の一環（子育て世代包括支援センター業務）として必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 受診率 受診者数／対象者数	99.0	98.6	96.3	98.0	100.0	見込みは3年度平均	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進	推進	母子保健法第12条により実施が義務付けられており、早期に必要な支援につなぐことができるだけでなく、保護者への育児支援により児童虐待の予防・早期発見にもつながるため、推進する。						

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			8,790	12,625	20,806	15,759	14,982	16,445	16,157
決算額（7年度は見込み）			8,663	12,092	18,436	14,005	12,870	11,819	16,157
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	受診者数		1,690	612	2,564	1,550	1,481	1,444	1,492
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	医師・歯科医師等	11,941	報償費	医師・歯科医師等	10,940	報償費	医師・歯科医師等	14,880	
需用費	健診用消耗品等	610	需用費	健診用消耗品等	370	需用費	健診用消耗品等	775	
役務費	健診通知用	212	役務費	健診通知用	235	役務費	健診通知用	309	
委託料	医療系廃棄物処理	107	委託料	医療系廃棄物処理	98	委託料	医療系廃棄物処理	193	
			備品購入費	SVSプリンター購入	176				

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	28,256	24,706	▲ 3,550	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	929	878	▲ 51		国庫支出金	0	88	88		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	11,941	10,940	▲ 1,001		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	502	502	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	88	88		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	1,845	1,616	▲ 229		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 43,473	▲ 38,554	4,919		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	43,473	38,642	▲ 4,831		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 43,473	▲ 38,554	4,919		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 43,473	▲ 38,554	4,919					

備	物件費は需用費、役務費、委託料、備品購入費で構成。補助費等の減は、3歳児健診の回数減に伴う報償費の減による。
---	--

問	健診一回あたりの受診者数増加に伴い、待ち時間が増加傾向にある。3歳児と保護者にとって負担なく、安心安全な健診運営が出来るように工夫していく必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	健診一回あたりの受診者数増加に伴い、健診を安全安心に実施できるようレイアウトの見直し等を検討する。	子どもが安心して過ごせるよう、レイアウト変更や絵本・おもちゃの設置などを行い安全安心な健診に努めることが出来た。	より円滑な会場運営ができるよう業務の確認や流れの検討を行いスムーズな運営を実施する。
②	スポットビジョンスクリーナーの専用プリンターを購入することで、検査結果の正確性の確保や、時間短縮等効率化を図る。	専用プリンターの導入により、検査結果の記入時間が短縮し、結果記載や医師判断の正確性が向上した。	保護者の待ち時間の短縮方法について引き続き検討していく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							

況 議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成30年度	2月会議	3歳児健診における眼科検査について
	令和元年度	6月会議	乳幼児健診の環境整備と拡充について
	令和元年度	2月会議	乳幼児健診での視覚スクリーニング検査について
	令和3年度	11月会議	乳幼児健診の充実について
	令和5年度	2月会議	5歳児健診の実施について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児健診（6・9か月児）		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-04		乳幼児健診（6・9か月児）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 49	（ 1974 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	生後6・7か月児及び9・10か月児の乳児に健康診査を行い、健全育成を図る。							
対象者等	荒川区に住所を有する生後6・7か月児及び9・10か月児の乳児							
内容	交付方法：4か月児健診受診時に6か月・9か月の受診票を交付 受診方法：協力医療機関にて個別受診（東京都内の協力医療機関にて受診可能） 検査内容：問診・身体測定・診療により、体重増加等の身体発達面、生活リズム、運動発達・精神発達の状況、異常の有無、予防接種の実施状況等を把握							
経過	・平成9年度 協力医療機関への委託により事業開始。							
必要性	乳児期は、視聴覚や運動機能が急速に発達し、母子のコミュニケーションが密になるとともに、周囲との関わり合いが広がってくる時期である。そうした時期に行う健診は、乳児の健全な発育・発達と育児支援のため必要性が高い。							
実施方法	☐ 3委託 ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 乳児健康診査は、健診については都医師会、支払事務については東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	受診率（6か月）	90.5	88.9	93.3	90.9	100	見込みは3年度平均
	②	受診率（9か月）	80.6	87.2	91.9	86.6	100	見込みは3年度平均
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		視聴覚や運動機能が急速に発達する乳児期に健康診査を行うことで、乳児の健全な発育につながる等、子育て期の支援として必要な事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			24,899	23,147	21,462	22,068	21,093	20,941	20,798
決算額（7年度は見込み）			21,466	21,944	20,656	19,928	20,554	19,162	20,798
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	受診者数（6か月）		1,591	1,481	1,499	1,480	1,656	1,471	1,536
	受診者数（9か月）		1,542	1,461	1,464	1,317	1,412	1,352	1,360
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項		金額（千円）
需用費	受診票印刷	117	需用費	受診票印刷	87	需用費	受診票印刷		130
委託料	健診委託料等	20,437	委託料	健診委託料等	19,075	委託料	健診委託料等		20,668

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	694	1,493	799	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	20,554	19,162	▲ 1,392		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	45	98	53		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,293	▲ 20,753	540
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		21,293	20,753	▲ 540	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 21,293	▲ 20,753	540
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 21,293	▲ 20,753	540

備考

物件費は需用費、委託料であり、健診受診の実績減に伴い委託料が減。

問題点・課題

- ・ 法的義務がないため、他の乳幼児健康診査に比べ、受診率がやや低い傾向にある。
- ・ 健康診査受診後、結果が保健所に届くまでに2か月程度要するため、地区担当がフォローを開始するまでに時間がかかる。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新生児訪問や4か月健診などの機会に、今後の健診スケジュールを確認し、受診率の向上を図っていく。	新生児訪問や4か月児健診時に6・9か月児健診の案内及び受診勧奨を行った。	引き続き、新生児訪問や4か月児健診等の様々な機会を捉え、受診率の向上に向けて受診勧奨を行っていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	令和元年度 6月会議 乳幼児健診の環境整備と拡充について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	経過観察健診		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-05		経過観察健診					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	母子保健法第13条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	乳幼児健康診査の結果等で、要経過観察とされた者について、経過をみながら必要時、早期医療・早期療育につながるよう支援する。これにより、保護者に心理的、物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。							
対象者等	乳幼児健康診査の結果等で、発育・発達・養育上、経過観察の必要な乳幼児							
内容	・身長、体重など身体発育に関するものおよび、精神・神経・運動など発達に関する所見について、小児科医、小児神経科医、臨床心理士、理学療法士の専門スタッフにより対応。 ・養育環境・生活習慣・食生活等の育児全般の相談・支援。 ・たんぽぽセンター等他の相談機関・専門機関へのコーディネート。							
経過	・平成9年度 区が実施主体となった。 ・平成12年度 発育、発達健診の充実のため、小児科・整形外科・小児神経科・理学療法を統合し、幅広い視点での子育て支援ができる体制とした。必要に応じ適切な専門機関での相談、受診を紹介した。 ・平成15年度 整形外科を廃止。 ・平成17年度 理学療法を廃止。また、グループ指導「めだかタイム」開始。 ・平成22年度 「めだかタイム」をすくすくサポート事業へ組替え。 ・平成23年度 障害が固定する前に早期にリハビリテーションを行う目的で、理学療法を再開した。 ・令和2年5・6月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため経過観察健診休止。 ・令和2年7月 心理経過観察健診の対面相談を再開、経過観察健診もレイアウトを変更し再開した。 ・令和3年度 単独の心理経過観察健診は中止。乳幼児健診日と同日に実施。 ・令和6年度 乳幼児健診日を見直したことで、単独の心理経過観察を再開した。							
必要性	異常あるいは境界領域であっても、適切な育児や療育により、成長・発達に伴い改善するなど状態の変化が見られる。身近な地域で経過観察を行うことにより、保護者に心理的・経済的な負担等かけずに適切なフォローを行うことができるとともに、保護者の支援の機会も得られる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受診率（経過観察）	83.2	94.2	88.1	88.5	100.0	見込みは3年度平均
	②	受診率（心理相談）	87.7	81.7	85.4	84.9	100.0	見込みは3年度平均
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	推進	乳幼児健診で要経過観察と判断された乳幼児の経過を観察することで、適切な治療や介入を迅速に行うことが可能となるほか、就学前までの発達障害等の心理相談にも対応していくことから、推進する。						

(単位：千円)問題点・課題

物件費は需用費、役務費、委託料であり、補助費等は医師等の雇上げである。

・「育てにくさ」を感じる保護者に寄り添う支援が求められている。「育てにくさ」は子どもの要因のみならず、親の要因、親子の関係性、環境要因などがあり、対象者に合わせた家族も含めた支援を行う必要がある。

・乳幼児健診で支援が必要な人を早期発見・早期療育につなげるようにたんぽぽセンターと連携して支援していく必要がある。

問題点・課題の改善策

他区の写
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	乳幼児（精密）健診		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-06	乳幼児（精密）健診						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 52（ 1977 ）年度	根拠	母子保健法第13条					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	荒川区において実施する乳児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等の結果、診断の確定のため精密検査を要する者について、専門的な診断ができる医療機関で精密検査を行い、診断の確定を行う。							
対象者等	荒川区内に居住し、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査において、診断の確定のための精密検査を行う必要があると判断された者							
内容	交付方法：乳児精密は満1歳未満で2回以内交付 1歳6か月児精密は満2歳未満で交付回数の制限なし 3歳児精密は満4歳未満で交付回数の制限なし 受診方法：委託契約を締結した専門医療機関にて個別受診（東京都内） 検査内容：診断確定に必要な検査等で、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に掲げる範囲で、入院を要する検査を除いたもの							
経過	・平成9年度 3歳児精密検査が保険適用となり、自己負担分が公費負担となった。 ・平成21年度 五者協（東京都・特別区・市・町村・東京都医師会）の協議によって、社保分の審査支払業務を東京都国民健康保険団体連合会から社会保険診療報酬支払基金へ変更した。							
必要性	健診の結果、疾病・異常が疑われる場合、診断を確定させ、早期に適切な事後指導や療育等必要なフォローを行うため精密検査の必要性は高い。							
実施方法	☐ 3委託（ ）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 乳児、1歳6か月児、3歳児精密は都内の契約医療機関にて個別受診							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	発見率（乳児）（％）	11.7	11.6	7.5	10.3	-	精密健診受診票発行数／対象者数
	②	発見率（1歳6か月児）（％）	4.9	6.2	6.2	5.8	-	精密健診受診票発行数／対象者数
③	発見率（3歳児）（％）	18.6	22.8	25.8	22.4	-	精密健診受診票発行数／対象者数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	より専門的な医療機関で検査・診断を受けることで、児童が適切な治療やフォローを受けられるため、継続して実施する。						

(単位：千円)問題点・課題

物件費は需用費、役務費、委託料であり、委託件数の減少により減。

- ・発達段階に応じた疾患を早期に発見できるようにする必要がある。
- ・スクリーニングにより発見した精密検査所見について、早期の診断により適切な治療や療育等の必要なフォローへとつなげるために、受診から診断後のフォローまで、医療機関と継続的に連携する必要がある。

問題点・課題の改善策

施狀況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	妊産婦・新生児訪問		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	古谷・上村		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-07	妊産婦・新生児訪問						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36（ 1961 ）年度	根拠	母子保健法第11・17・19条 児童福祉法6条-3、					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	子ども・子育て支援法第59条					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	妊産婦の日常生活、新生児の発育・栄養・生活環境等、育児上必要な事項について、家庭訪問した際に適切な助言をするとともに、育児不安や産後うつ症状の早期発見・早期対応を行う。							
対象者等	妊娠届出や妊婦面接等により、妊娠中からの支援が必要と判断した支援が必要な妊婦と生後4か月までの乳児と産婦（区内に里帰りしている者を含む）							
内容	保健師、会計年度任用職員（保健業務指導員）及び新生児訪問指導員（依頼助産師等）が妊娠期または出産後の訪問において相談に応じ、保護者の育児不安の軽減や孤立化を防ぐ。また、産後うつ、育児困難、多胎等、育児支援を要する母及び家族に対して、関連事業の利用を勧めるなどの支援を行う。							
経過	平成13年度 新生児訪問事業と妊産婦訪問事業を統合 平成19年度 第一子全数訪問とした。 平成20年度 出生児全数訪問とし、エジンバラ産後うつ質問票を活用 平成21年度 出生数増加に対応するため、非常勤助産師の定員を3名に増員（助産師会への委託から変更） 平成22年度 日本助産師会への訪問委託から助産師等個人への訪問依頼に変更し、依頼訪問件数の増加を図った。 平成30年度 多言語対応のため、翻訳機能を持ったタブレット端末を導入した。 令和 4年度 3月より出産・子育て応援事業（経済的支援）と妊娠後期アンケートを開始した。 令和 6年度 里帰り先での新生児訪問と出生通知票をオンライン申請で受付開始							
必要性	妊産婦及び新生児の健康状態や生活環境等を把握し、適切な指導・助言や疾病や異常の早期発見・治療等へと繋げることで、妊産婦及びその家族が安心して出産・育児に臨むことができるようになる。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 平成21年度までの一部委託先：日本助産師会荒川区支部 平成22年度より一部委託先：助産師保健師への個別契約							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	訪問延件数（新生児（保健師＋会計年度任用職員））	864	807	730	800	-	7年度は4～6年度の平均
	②	訪問延件数（妊産婦（保健師＋会計年度任用職員））	934	864	767	855	-	7年度は4～6年度の平均
③	訪問延件数（委託）	712	812	855	793	-	7年度は4～6年度の平均	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進		ひとりでも多くの家庭が安心して子育てができるよう、妊娠期から早期に切れ目ない支援を実施することは、虐待予防につながり、生涯健康づくりの要になることから、重点的に推進する。				

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	2,933	報酬	会計年度任用職員報酬	3,762	報酬	会計年度任用職員報酬	3,950
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	610	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,521	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,521
共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	575	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	830	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	889
報償費	訪問指導員謝礼	5,723	報償費	訪問指導員謝礼	6,456	報償費	訪問指導員謝礼	6,814
需用費	訪問用消耗品	329	需用費	訪問用消耗品	365	需用費	訪問用消耗品	452
役務費	小票把握分通知用	16	役務費	小票把握分通知用	20	役務費	小票把握分通知用	25
償還金利息等	国・都補助金返還金	528	償還金利息等	国・都補助金返還金	70			

(単位：千円)

備考	補助費等は訪問指導員の報償費6,456千円、補助金返還金70千円で構成されている。
問題点・課題	・妊産婦とその家族が安心して出産育児ができるように、経済的支援と伴走型相談支援を効果的に実施していく。 ・妊娠届出者を全数把握し、社会的に支援が必要な妊婦への支援を早期にスタートしていく。 ・産後のメンタルヘルスについて、母親だけでなく父親の産後うつについても、普及啓発を継続して行う。

問題点・課題の改善策

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
状況 (要旨)	平成22年2定 暴力の連鎖を食い止める環境づくりや虐待予防のための保護者に対する育児支援の積極的な取 組みの必要性

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-22		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子育てファミリー事業		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-08		子育てファミリー事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	母子健康法第14条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	子育て世代を対象に家族の健康を目標として子育て支援を行う。							
対象者 等	乳幼児期の子を持つ保護者							
内容	1 子育てハッピー講座（5か月児） 年24日 栄養士による離乳食づくりに関する講話のほか、調理体験や試食を行う。 歯科衛生士による乳幼児の口腔ケアに関する講座を行う。 2 子育てハッピー講座（1歳児） 年12日 栄養士による幼児食に関する講話のほか、レシピの紹介や調理実演、試食を行う。 歯科衛生士による歯のみがき方について講話、実演を行う。 3 子育てハッピー講座（イヤイヤ期） 年4回 臨床心理士による2歳前後の「イヤイヤ期の子どもの心理」等に関する講話を行う。							
経過	平成18年度 乳幼児の健康教育として育児教室をそれぞれ開催 平成19年度 対象を子育て世代までに広げ、「家族の健康」を目標とし、内容を充実させて実施 平成30年度 子育てハッピー講座「ママはにこにこ～イヤイヤ準備期」を「イヤイヤ期」に名称変更 令和2年 3月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を休止 離乳食教室の動画を作成し、CATV及び区ホームページで閲覧可能とした 令和3年11月 「イヤイヤ期」の動画を区ホームページで閲覧可能とした 令和4年 2月 「5か月児」の実施方法を見直して再開 令和6年 4月 「1歳児」、「イヤイヤ期」、「アレルギー予防講演会」を再開 令和7年度 「アレルギー予防講演会」を廃止							
必要性	保健師、栄養士、歯科衛生士による講話などを通して、保護者が月齢に応じた子どもとの接し方などについて学ぶことができる。また、同じ月齢の子を持つ保護者同士が交流をすることにより、保護者の孤立化を防ぎ育児不安を軽減することができる。							
実施 方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 5か月児、1歳児は栄養士・歯科衛生士が運営、イヤイヤ期は保健師が運営。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	「5か月児」参加者数	405	396	392	410	538	※年度により参加定員は異なる
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進		推進	こどもの健康づくりを通じて家族全体の健康づくりにつながる事業であるため、推進する。					

[illegible]

備考	物件費は、需要費、備品購入費で構成。補助費等は講師謝礼であり、事業再開により増。
問題点・課題	育児不安の解消等をはかるため、より多くの方に参加していただけるよう、仕組みづくりが必要である。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	アレルギー予防講演会等休止している事業の実施について検討する。4年ぶりの開催となる為内容が充実するよう取り組む。	LOGOフォームで申込・事前質問を受け付け、講演会で回答する形式で開催した結果、好評であった。			適切なタイミングで受講できるよう、開催スケジュールや実施回数について検討を行う。				
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-23		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事			
事務事業名		すくすくサポート事業		部課名		健康部健康推進課		課長名		田中					
				担当者名		上野		内線		433					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-02-09		すくすくサポート事業											
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業							
開始年度		平成 19（ 2007 ）年度		根拠		母子保健法第2条									
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市									
		政策		03		子育てしやすいまちの形成									
		施策		05		親子の健康推進									
目的		妊娠中及び出産後は、妊産婦にとって心身の不調をきたしやすい時期であることから、個別・グループ支援を行うことで、妊産婦の心の健康の維持・増進を図る。 子どもに発達上の問題があった場合や家族の要因から生じる、育児困難感や保護者の孤立を防止する。													
対象者等		育児困難を抱える母親・家族													
内容		・ ママメンタル 産後うつ傾向の症状を持つ親に対し精神科医師による個別相談を行い、早期に適切な支援を行う。 ・ I スペース 育児不安等が強い母親を対象にグループを行い、健全な育児が継続できるよう支援する。 ・ 保健所育児相談 育児方法について、個別に支援する必要性が高い対象に対して予約制の育児相談を行う。 ・ 小さく生まれた赤ちゃんの交流会 同じ悩みを抱える他の家族と交流することによって孤立化防止を図るとともに、子どもの発達上の問題がある場合、早期に療育や障がい児施策につなぐことを目的として実施。													
経過		平成19年度 事業開始。ママメンタル月2回。I スペース月1回。特別育児相談定員各回5名 平成20年度 I スペースを月2回に変更。特別育児相談定員を10名に変更 平成22年4月 小さく生まれた赤ちゃんの交流会を開始（月1回） 平成23年度 めだかタイムを月2回に増やし、内1回を「ぱんだタイム」に名称変更（2グループ開催） 平成29年度 小さく生まれた赤ちゃんの会の講演回数を年3回に変更 令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、I スペース・特別育児相談・めだかタイム等中止 令和4年度 I スペース月1回を再開 令和5年度 小さく生まれた赤ちゃんの会を再開（年1回）、特別育児相談定員各回3名で再開（月1回） 令和7年度 めだかタイム、ぱんだタイムを廃止、I スペースを月2回開催を再開													
必要性		妊娠を届け出た段階で、精神疾患の既往を有する妊婦が2割程度存在していることや、妊娠中及び出産後の環境や求められる役割の変化等から、妊産婦に対するメンタル面の支援を行う必要性は高い。													
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）													
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明						
				4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)							
	①	ママメンタル事業利用者数			87	70	77	77	77	3人（定員）×12月×2回＋紙面相談					
	②	I スペース利用者数			29	42	50	100	100	8人(定員)×12月×2回×0.52（6年度利用率）					
③															
事務事業の分類				分類についての説明・意見等											
7年度		8年度													
重点的に推進		重点的に推進		育児困難を感じている保護者の心理負担を軽減するための事業であるため、重点的に推進する。											

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師雇上等	1,234	報償費	医師雇上等	1,258	報償費	医師雇上等	1,994
需用費	色上質紙等	0	需用費	色上質紙等	2	需用費	色上質紙等	33
役務費	案内通知用	16	役務費	案内通知用	6	役務費	案内通知用	29

備考	補助費等は、医師・保育士の雇上げや講師謝礼で構成。
問題点・課題	・女性にとっての大きなライフイベントである出産において、妊娠期から産後、育児期までの切れ目ないメンタルサポートが重要であり、特にママメンタルのニーズは高い状況であるため、安定した事業運営が出来るようにしていく。 ・小さく生まれた赤ちゃんの保護者は、発達の不安が多いので、継続して情報提供していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	引き続き講演会を実施し、より役立つ情報提供を実施する。	小さく生まれた赤ちゃんの会で理学療法士による個別相談含む発達講座を実施した。発達を心配する保護者も多いため好評であった。		小さく生まれた赤ちゃんの会では、昨年度と違う講師へ依頼し講話内容を変更する等、様々な情報提供に努める。					
②	ママメンタルの安定的な実施のため、医師確保の情報を収集する。	今年度依頼した医師へ意向確認し、次年度以降も継続していただく方向で調整した。		育児不安をもつ母親のための1スペースの実施回数増を検討する。					
③	昨今の児童発達支援事業所増によりめだかぱんだタイムを引継ぐよう関係機関と調整していく。	たんぽぽセンターとミーティングを実施。児童発達が相談可能な医療機関リストを作成。関係機関と共有し、めだかパンダタイムは終了							
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）	メンタルサポート事業として23区で実施							

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-24		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	小児慢性特定疾病医療費助成		部課名	健康部健康推進課	課長名	田中		
			担当者名	山田	内線	433		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	小児慢性特定疾病医療給付						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法、荒川区小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	06	小児医療の充実					
目的	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、その医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。							
対象者等	荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性特定疾病の対象疾患及び当該疾病の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も医療費助成の対象とする。							
内容	【医療給付】 小児慢性特定疾病の対象疾患及び当該疾病の状態が認定基準に該当するかを審査し、基準該当者に対して受給者証を発行し、該当疾患に関する医療費及び入院時食事療養費の一部支給を行う。 【日常生活用具給付】 児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない小児慢性特定疾病医療受給者に対し、要綱に定める日常生活用具を給付する（収入状況に応じた自己負担あり）。 【自立支援】 自立支援員（保健師等）が小児慢性特定疾病児童等の状況・希望等を踏まえ自立及び就労に向け、地域における各種制度の活用について関係機関との調整、小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた計画を作成する支援やフォローアップ等を実施する。							
経過	昭和49年 厚生事務次官通知により事業実施 平成17年4月1日 厚生事務次官通知に基づく事業から児童福祉法に基づく事業となる。 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が追加される。 平成26年3月 荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を制定 平成27年1月 児童福祉法一部改正 令和元年12月 荒川区小児慢性特定疾病審査会条例制定（令和2年7月1日施行） 令和2年7月 区立児童相談所の設置に伴い事業が都から区へ移管							
必要性	小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担の軽減及び健全な育成と自立の促進を図る上で必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	小児慢性特定疾病医療費受給者証 所持者数（人）	108	129	100	112	-	7年度見込みは4～6年度の平均
	②	日常生活用具給付件数（延数）	3	1	1	3	-	
③	講演会数	4	4	4	4	-		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続		継続	令和2年7月の区立児童相談所の設置に伴い、区の事業となった。小児慢性特定疾患に罹患している児童等の療養支援及び自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			—	29,174	41,978	41,097	43,597	44,549	39,603
決算額（7年度は見込み）			—	25,632	39,046	40,837	39,128	39,435	39,603
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	申請件数		190	223	178	197	183	120	120
	日常生活用具給付件数（延数）		4	2	4	3	3	1	3
	講演会数		—	4	4	4	4	4	4
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	委員報酬	956	報酬	委員報酬	938	報酬	委員報酬	978	
旅費	委員費用弁償	0	需用費	印刷製本費等	21	需用費	印刷製本費等	221	
需用費	印刷製本費等	98	役務費	郵便料	105	役務費	郵便料	353	
役務費	郵便料	109	委託料	事務費、日常生活用具給付	107	委託料	事務費、日常生活用具給付	474	
委託料・負担金補助	事務費、負担金	237	負担金補助等	分担金	85	負担金補助等	分担金	80	
扶助費	医療費	37,496	扶助費	医療費	36,140	扶助費	医療費	37,497	
償還金利子等	国庫負担金返還金	232	償還金利子等	国庫負担金返還金	2,039				

		5年度			6年度			(単位:千円)		
勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与と関係費	5,236	6,095	859	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	380	233	▲ 147		国庫支出金	21,432	20,938	▲ 494
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	37,496	36,140	▲ 1,356		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	296	2,124	1,828		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	21,432	20,938	▲ 494
		賞与・退職給与引当金繰入額	279	337	58		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 22,255	▲ 23,991	▲ 1,736
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	43,687	44,929	1,242	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 22,255	▲ 23,991	▲ 1,736	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 22,255	▲ 23,991	▲ 1,736			

備考	扶助費は医療給付件数の減少により減となっている。補助費等は国庫補助金等の返還金が増加したため増となっている。
----	--

問	20歳を迎えた日をもって、小児慢性特定疾病医療給付制度の有効期間は終了となり、障害者福祉課所管の難病制度に移行する。制度が異なるため改めて申請が必要になることから、確実に勧奨を行っていく。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	小児慢性特定疾病を受けている児であれば、他の手当に該当する可能性があるため、引き続き申請者にもれなく案内する。	申請時に、他の手当に関する案内を もれなく行い、日常生活用具支給事 業については、障害者福祉課と連携 し適切な対応を行った。	日頃から各所管課と連携しなが ら、他の手当や日常生活用具支給 事業等に関する適切な案内を行 う。
②	今後も障害者福祉課と連携し、対象 者が混乱しないようスムーズな案内 を心がける。	20歳を迎える対象者に、更新申請時 に難病制度の移行に関する案内を適 切に行った。	20歳を迎える対象者が円滑に難病 制度に移行できるよう、障害者福 祉課と十分に連携しながら対象者 へ適切な案内を行う。
③	保健師による家族・本人との面談や 東京都主催の交流会を活用し、対象 者の自立に向けた支援を行ってい く。	申請時に保健師との面談を行うとと もに、年4回東京都主催の交流会の案 内を行い、対象者の自立支援を行っ た。	引き続き、保健師の面談や東京都 主催の交流会を通じて、対象者の 自立に向けた支援を行っていく。
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 給付審査については、江戸川区、世田谷区、港区、中野区も実施。		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-27		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	母子健康手帳交付費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-04-01	母子健康手帳交付費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	母子保健法第16条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	妊娠・出産・育児に関する健康記録、予防接種・小児の疾病記録等を一冊にまとめて記載し保存できるように交付する。また、妊娠期から子育て期までに必要な情報や知識が網羅された最良のテキストであるため、保護者の利用促進を図る。							
対象者等	妊娠届出をした妊婦（再交付を含む）							
内容	妊娠届出をした妊婦に対し「保健サービス案内一式」を交付する。 （保健サービス案内一式の内容） 母子健康手帳、妊婦健康診査受診票（14回分）、妊婦超音波健康診査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票、先天性代謝異常等検査のお知らせ等							
経過	平成11年度 平成16年度 平成26年度 令和元年度 令和5年度	プライバシー保護の観点から、出生通知票を葉書から封書に変更 出生通知書を保護シール付の葉書様式に変更。また、母と子の保健バッグに同封していた冊子「予防接種と子どもの健康」を、予防接種予診票との同時配布に変更 戸籍住民課及び各区民事務所で受理した妊娠届出書の回収周期を月1回から週1回に変更 妊娠届出書をアンケートと一体化したものに変更 妊娠届出者に対するゆりかご面接開始。内容充実等のため、アンケートを届出書から分離 支援体制の一本化のため戸籍住民課での妊娠届出書の受理を廃止 母子保健法第16条に基づき交付する母子健康手帳について、東京都が策定した子供手帳モデルを任意様式として、省令様式とあわせて作成されたものを交付開始 令和6年2月、妊娠届に関するマイナポータル（ぴったリサービス）による電子申請及びゆりかご面接のネット予約（LoGoフォーム）を開始						
必要性	妊娠期の母体及び胎児の記録や出生後の児の成長の記録をすることにより、乳幼児の健康管理に役立てるため、母子健康手帳の交付は法律上定められたものである。また、全ての妊婦と初めて出会う機会であり、妊娠期からの切れ目ない支援に繋げる上で交付時の面接は必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	交付件数	1,963	1,694	1,836	1,831	-	見込みは3年度平均
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		妊娠期から子育て期の総合的な切れ目のない支援、生涯の健康づくりの起点となる事業であるため、推進する。				

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	母子保健バッグ等	1,449	需用費	母子保健バッグ等	1,342	需用費	母子保健バッグ等	1,580
役務費	出生通知用はがき等	132	役務費	出生通知用はがき等	45	役務費	出生通知用はがき等	170

備考	物件費は、需用費、役務費で構成。
問題点・課題	・母子健康手帳本体の情報があまり利用されていない現状があるため、内容が毎年更新されていることを窓口説明時等に伝えていく必要がある。 ・新しい母子保健サービスのスタートや、国や都の制度変更等で、妊娠届出をした妊婦に対して交付している資料が膨大になっている。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	周知方法について、各種事業が混在し分かりづらい。ホームページについては、内容の整理について検討を行う。			土曜・日曜に実施するゆりかご面接の日程をホームページに記載する等、区民にとって必要な情報の更新を行った。			引き続き、区民に必要な情報が届くよう、ホームページの更新について、検討を行う。		
②	出産子育て応援ギフトの支給状況に合わせ、ホームページだけでなく、他媒体でも周知の検討を行う。			対象者への周知徹底のため、ゆりかご面接の前に行う事業説明の際、ギフトのサンプル画像を交えながら説明を行った。			令和7年度から始まる「妊婦のための支援給付」に向けて、周知徹底を図る必要がある。		
③									
他 施 区 区 の 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和5年6月会議 リトルベビーハンドブックについて								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-28		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	妊娠高血圧症候群等医療給付事務		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上野		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-05-01	妊娠高血圧症候群等医療給付事務					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	荒川区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	06 小児医療の充実						
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となる等、出生児に対する影響が著しいため、早期に適切な医療を受けることが容易になるよう、必要な医療費の助成を行う。							
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする①妊娠高血圧症候群等②糖尿病③貧血④産科出血⑤心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たす者の中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方							
内容	・妊娠高血圧症候群等の医療費助成額 妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用の中で、医療保険を適用して生じる自己負担額。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。 ・申請方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊産婦または配偶者であって、申請書に診断書・世帯調書・所得証明書等を添付する。医療助成の対象者と認定したときは、契約医療機関にて医療を受けた場合は医療券を申請者に交付し、契約医療機関以外で医療を受けた場合は医療費を被交付者等に支払う。							
経過	昭和39年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施（実施主体は都） 昭和50年度 特別区が実施主体となる。 平成9年度 国庫補助金が一般財源化 平成18年度 日本産婦人科医会が「妊娠中毒症」から「妊娠高血圧症候群」に定義変更 平成26年度 日本糖尿病学会がHbA1cの表記を「JDS」値から「NGSP」値に変更							
必要性	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるためにも必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ・支払事務を東京都国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金東京支部に委託し、都内の協力医療機関にて実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数	0	1	1	1	-		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるために必要な事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)備考

扶助費は助成金で構成されており、実績増のため増。

問題点・課題

制度内容が分かりにくいため周知方法を検討する。

問題点・課題の改善策

		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	ホームページの記載内容やチラシ文面の工夫と合わせ、周知方法のさらなる改善に努める。				区民から入院期間の数え方について問い合わせがあったため、より理解していただけるようにチラシの文面を修正した。			区民からの問い合わせを参考により分かりやすい周知を引き続き検討する。				
②												
③												
実施状況	他区の実	(実施			22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
況 (要旨)	議会 会 質問 状											

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-29		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		未熟児養育医療給付		部課名		健康部健康推進課		課長名		田中			
				担当者名		上村		内線		433			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-05-02		未熟児養育医療給付									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 33（ 1958 ）年度		根拠		母子保健法第20条、荒川区母子保健法施行細則、荒川区未熟児養育事業実施要綱							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		06		小児医療の充実							
目的		未熟児は、一般の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりでなく、心身に障害を残すことも多い。したがって、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、母子保健法第20条の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う。											
対象者等		区内に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者（未熟児とは、出生児体重が2,000g以下の者、または、生活力が特に薄弱であって、荒川区未熟児養育事業実施要綱に規定するいずれかの症状を示す者のことをいう。）											
内容		・給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療、病院等への入院等、移送及び食事代で、公費負担額は各種社会保険を適用して生ずる自己負担額 ・負担金徴収 母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 ・申請方法 給付の申請は保護者が行うこととし、申請書に養育医療意見書、世帯調書等を添付する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。											
経過		平成8年度から、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額（自己負担金）について、乳幼児医療証が交付されている世帯に対しては、保護者から提出される委任状により、衛生費と民生費との振替納入制度を適用することとした。											
必要性		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助であり必要不可欠である。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)					
	①	申請件数（実人数）			46	35	32	38	-	7年度見込みは4～6年度の平均			
	②	給付件数（実人数）			50	41	47	46	-	7年度見込みは4～6年度の平均			
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
7年度		8年度											
継続		継続		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助として必要な事業であるため、継続して実施する。									

(単位：千円)

備考

扶助費の増は養育医療の給付が増えたことによるもの。

問題点・課題

給付を必要とする保護者が確実に制度を利用できるよう、適切に周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

令和6年度に取り組む 具体的な改善内容				令和6年度に実施した 改善内容および評価				令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	支援が必要な対象者には適切な支援 につながるよう申請時に状況の聞き 取りを行う。			申請受付時に地区担当保健師につな ぐなど適切な支援を行った。				引き続き、支援が必要な対象者に は適切な支援につながるよう、申 請時に状況の聞き取りを行う。				
②												
③												
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）											
	全ての区で実施している。											

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-30		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特定給食施設講習会		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	伊藤		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-06-01		特定給食施設講習会					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	健康増進法第18条、第21条、第22条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	01	青壮年期の健康増進					
目的	区内給食施設の管理栄養士、栄養士が施設において対象者の栄養管理及び給食運営の向上を図ることを目的に実施する。また講習会を実施することで各施設間のネットワークづくりも支援していく。あらかじめ満点メニュー、栄養成分表示事業とあわせた食環境整備事業のひとつとして実施する。							
対象者等	区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士等							
内容	・給食施設栄養士講習会 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士の資質向上と、各施設間のネットワークづくりを支援するために、講習会を「病院・高齢者施設等向け」と「保育園向け」を年1回実施する。 ・給食施設数調査 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士、調理師数を年1回調査する。 ・給食施設栄養士連絡会 区内給食施設に勤務する管理栄養士、栄養士、調理師を対象に施設種類（保育園、病院、高齢者施設等）ごとに連絡会を実施する。							
経過	昭和60年度：第2ブロック共催で集団給食施設栄養管理講習会・集団給食施設栄養技術講習会を開始 平成12年度：共催で実施してきた集団給食施設栄養技術講習会を各区で開催するため廃止 平成16年度：共催で実施してきた集団給食施設栄養管理講習会を各区で開催するため廃止 平成17年度：区内独自で特定給食施設栄養士講習会を開始。年2回 （生活衛生課で開催する実務講習会にて栄養情報を提供） 平成18年度：帳票改正及び保健所移転のため保健所栄養士による説明会を実施 （栄養管理報告書の書式変更、幼児向け食事バランスガイドの活用について） 平成26年度：栄養管理報告書の書式変更 （様式が2種類から3種類に変更） 平成29年度：私立保育園等栄養士連絡会を開始 令和 5年度：病院栄養士連絡会を開始							
必要性	施設の管理栄養士、栄養士は研修の機会が乏しいこと等から、栄養管理業務を行う上での最新の知識や情報が不足しがちである。法に基づく指導の一環として区が講習会を実施することにより、地域の栄養管理業務の改善が見込まれる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 「病院・高齢者施設等向け」、「保育園向け」とそれぞれの職務に沿った講義内容を決め、講師を選定して講習会を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特定給食施設栄養士講習会参加率 (%)	70.4	65.8	69.8	64.3	70.0	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続		継続	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うことと定められているため、継続して実施する。（健康増進法第18条）					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,736	2,714	978	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4	7	3		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	52	52	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	113	177	64	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,905	▲ 2,950	▲ 1,045	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		1,905	2,950	1,045	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,905	▲ 2,950	▲ 1,045
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,905	▲ 2,950	▲ 1,045	

備考

問題点・課題

・区内給食施設では、栄養管理担当者が一人のみの施設が多い。栄養管理や給食運営の充実を図るには、担当者が有益な情報を収集し自らのスキルを向上させることが重要であることから、地域の担当者間のネットワークを構築し発展させていく必要がある。

・栄養士講習会では施設間でニーズも異なるため、講習会や連絡会のテーマの選定、開催方法、開催時期が検討課題となっている。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	集合形式の講習会に加え、施設間の情報共有の場として連絡会を開催し、栄養担当者間のネットワーク形成を促進する。	令和5年度に開始した病院栄養士連絡会の対象を変更し、病院・高齢者施設等栄養士連絡会として開催した。各施設の情報を共有できた。	講習会アンケートや施設巡回で把握した施設栄養士のニーズを踏まえて、連絡会のテーマを設定し、ネットワーク形成の促進を図る。
②	巡回計画に基づき施設巡回を実施し、指導・助言を行う。そこで施設栄養士のニーズを把握し、講演会等のテーマ検討へ反映させる。	巡回計画に基づき施設巡回を実施し、指導・助言した。また、施設栄養士のニーズ把握のため、聞き取りを行った。	引き続き巡回計画に基づき施設巡回を実施し、栄養管理の質の向上に繋がるよう支援する。
③			

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	区により実施方法は異なるものの、全ての区が実施している。					

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-31		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	歯科衛生相談室		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-07-01		歯科衛生相談室					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	地域保健法第6条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第10条			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	う蝕などの口腔疾患の予防と口腔衛生の向上を目的として、乳児から3歳未満児を対象に、歯科医師による定期健診・相談及び歯科衛生士による予防処置等を行う。また、ふれあい館等の集団の場を活用し、保護者等を対象にして歯科衛生士が口腔健康教育を行う。							
対象者等	乳児から3歳未満児およびその保護者（歯科相談室） ふれあい館の幼児タイム等の利用者（所外口腔健康教室）							
内容	1 歯科相談室 ・周知方法 区報・ホームページ・子育てハッピー講座・1歳児対象の送付物・1歳6か月児健診等で周知する。 ・内容 ①歯科医師による健診・相談 ②歯科衛生士による予防処置 2 所外口腔健康教室 ・ふれあい館等での口腔健康教室							
経過	平成10年度 「口腔健康教育」事業を歯科相談室に統合 平成12年度 開設回数48回/年→40回/年に回数減 平成15年度 開設回数40回/年→38回/年に回数減、歯科健診対象者を4歳未満から3歳未満に引き下げ、 う蝕罹患児は地域歯科医療機関でフォロー 平成17年度 開設回数38回/年→36回/回到回数減 平成25年度 個別保健指導時に希望保護者（各世帯主たる保育者1名）対象にRDテストを実施 平成29年度 個別保健指導時に希望保護者対象（人数制限なし）にRDテストを実施 令和 2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止 令和 4年度 4月から再開							
必要性	早期から歯科健診や保健指導を受けることにより健康な口腔を保ち、健康な日々を過ごせるようにするため必要性は高い。また、定期的な来所が育児支援の機会となっているため、重要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 歯科相談室：予約制・年36回、所外口腔健康教室：依頼に基づき実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	1歳6か月児う蝕罹患児率（％）	0.5	0.6	0.4	0.4	0.4	う蝕罹患児数／受診児数
	②	3歳児う蝕罹患児率（％）	3.8	4.1	4.7	3.0	3.0	う蝕罹患児数／受診児数
③	3歳児で4本以上のう蝕のある児の割合（％）	1.2	1.2	1.7	1.0	1.0	3歳児歯科健康診査	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続		継続	乳幼児および保護者の口腔保健向上のため必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		1,269	1,269	1,172	1,163	1,170	1,216	1,222
決算額（7年度は見込み）		1,233	193	173	1,162	1,169	1,215	1,222
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	歯科健診・個別保健指導者数	532	12	0	232	451	520	540
	予防処置者数	475	10	0	179	364	473	500
	RDテスト	170	3	-	-	228	185	250

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	歯科医師	1,004	報償費	歯科医師・歯科衛生士	1,050	報償費	歯科医師・歯科衛生士	1,054
需用費	歯科健診用器具器材等	165	需用費	歯科健診用器具器材等	165	需用費	歯科健診用器具器材等	168

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	694	678	▲ 16	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	165	165	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,004	1,050	46		使用料及び手数料	433	303	▲ 130
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	433	303	▲ 130
		賞与・退職給与と引当金繰入額	45	44	▲ 1		行政収支差額(a) - (b) = (c)	▲ 1,475	▲ 1,634	▲ 159
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	1,908	1,937	29		通常収支差額(c) + (d) = (e)	▲ 1,475	▲ 1,634	▲ 159
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f) - (g) = (h)	0	0	0	当期収支差額(e) + (h)	▲ 1,475	▲ 1,634	▲ 159		

供	物件費は消耗品費165千円、補助費等は歯科医師・歯科衛生士の報償費1,050千円で構成されている。
---	---

備考	
問題点・課題	・乳幼児歯科健診での当区のうち蝕罹患児率は、他区の状況と比較して中位であり（令和5年度：1.6歳児は23区中15位、3歳児は11位）、就学後の12歳児は下位である（令和5年度：一人平均う歯数23区中21位）。 ・う歯予防と口腔機能の獲得への支援、フッ化物配合歯みがき剤の効果的な使用方法の啓発、かかりつけ歯科医での定期健診を勧奨するなど、今後も引き続き、歯科保健施策における他機関との課題の共有、解決に向けた施策の検討を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	フッ化物配合の歯みがき剤の使用方法に関する新しいガイドラインの周知を図る。	フッ化物配合歯みがき剤の使用方法に関するガイドラインを歯科健診、歯科相談、健康教室で活用し、周知を図った。	歯科相談室の申込みにLogoフォームを活用し、区民が時間を問わず空き状況の確認や予約ができるよう利便性を図る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区）							
	対象年齢や実施方法（個別・集団）は各区で異なる。							

況 議 会 質 問 状 態	平成11年度予算特別委員会、平成15年度決算特別委員会、平成16年決算特別委員会 フッ化物の有効性および安全性について 令和元年度2月会議 歯の健康について 令和4年度11月会議 歯及び目の健康について 令和5年度11月会議 小児歯科矯正への費用助成について
---------------------------------	---

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-32		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害者歯科対策事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	高橋		内線	423	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-08-01		障害者歯科対策事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	障がい者の口腔内の状態は良好とは言えず、むし歯や歯周病などの罹患率が高い。口腔衛生管理も困難なことが多く、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、健診や個別指導を行いながら、口腔疾患の重症化予防を強化し必要な受診勧奨を行う。また、自己管理や医療機関での定期的な受診が可能となるよう支援を強化し、「かかりつけ歯科医」等地域で支える障がい者歯科医療の推進を行う。							
対象者等	心身障がい者等							
内容	1 実施場所 区内障害者通所施設 2 実施回数：年13回・予約制 3 周知方法：障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 4 内 容 （1）歯科健康診査および保健指導 （2）施設職員や家族等への健診結果の申送り、支援の検討等 （3）障害者施設の歯科保健の推進に関する会議							
経過	平成12年度 健診歯科医師を2名から1名に減 平成16年度 障がい者施設への出張口腔健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。 平成23年度 障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増（年12回→年16回） 令和 2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時休止 令和 4年度 健診実施場所を保健所歯科相談室から各障がい者施設に変更し再開（年10回） 各施設毎に担当歯科医師を荒川区歯科医師会から選出 令和 7年度 健診希望施設増により実施回数増（年10回→年13回）							
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯みがきを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を、個別または作業所等の福祉施設で継続して行う必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受診希望者数	205	183	169	200	-	かかりつけ歯科医のある者 ／障がい者歯科相談室受診希望者
	②	かかりつけ歯科医のある者の割合	72.2	71.0	68.6	80.0	90.0	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		かかりつけ医の推進、障がい者施設での口腔ケアの推進を行うことで障がい者の口腔保健の向上につながる事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)									
予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			848	650	548	545	544	565	754
決算額（7年度は見込み）			815	50	53	512	530	564	754
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	受診者数		247	休止	休止	155	156	147	200
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	歯科医師・歯科衛生士	480	報償費	歯科医師・歯科衛生士	514	報償費	歯科医師・歯科衛生士	703	
需用費	器具・器材	50	需用費	器具・器材	50	需用費	器具・器材	51	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	694	678	▲ 16	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	50	50	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	282	282		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	480	515	35		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	282	282		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	45	44	▲ 1		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,269	▲ 1,005	264		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	1,269	1,287	18	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,269	▲ 1,005	264				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,269	▲ 1,005	264				

備考

物件費は消耗品費50千円、補助費等は歯科医師等の報償費515千円で構成されている。

問題点・課題

・障がいのある方にとっては、日常的な口腔ケアだけでなく、歯科医療機関等での定期的な歯科健診や予防処置を受けることがより重要である。日常的な口腔ケアを身に付け、身近なかかりつけ歯科での受診ができるよう、施設ごとに健診や個別の歯みがき指導を定期的に行い、口腔内の状況を維持することが必要である。

・家族や施設の職員が、日常の口腔ケアの介助や定期的な歯科健診、予防処置の大切さを理解できるよう、引き続き普及啓発を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	個別の歯みがき指導については、各施設や受診者のニーズと状況を把握した上で、再開させる。	職員と受診者の要望があった施設で個別の歯みがき指導を再開させた。	歯科健診の希望があった新たな施設での実施方法や動線を検討し、歯科健診を実施する。
②			
③			

他区の実
施状況

(实施	17	区	未实施	5	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

平成12年度決算特別委員会 障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-33		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-09-01	精神保健事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 41（ 1966 ）年度	根拠	精神保健福祉法(46, 47, 49条)、地域保健法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	(1, 2, 6条)					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	精神障がい者の早期治療の促進、社会復帰、及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、 区民のこころの健康の保持増進を図る。							
対象者 等	一般区民							
内容	1 精神科医師による相談を行うとともに、保健師地区活動との連動により地域精神保健福祉活動を行う。 ・こころの健康相談（月5回、予約制、家庭教室含む） ・保健師による家庭訪問、来所・電話相談（随時） 2 こころの健康の保持・増進や、精神障がいへの理解促進を図るための普及啓発活動を行う。 ・普及啓発：講演会（年1回）、依頼による健康教育、区報等を利用した知識の普及							
経過	平成18年度 組織改正により障害者福祉課へ事務移管 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正、24条通報⇒23条通報 平成28年度 組織改正で障害者福祉課から一部事務移管（普及啓発・相談） 平成30年3月 厚労省から措置入院患者の退院支援、長期入院患者の地域移行支援のためのガイドライン提示 平成30年4月 不登校・ひきこもり・発達障がいの家族（当事者含む）の自主グループ「たびたちの会（平成 29年度結成）」の定例会に参加 令和 4年度 家族相談会にピアサポーターが参加し、当事者としての助言指導を実施。精神保健事例検討 会を実施。 令和 5年度 3年ぶりに精神保健福祉講演会を再開。「子どものネット依存」「心と眠りの取り扱い説明 書」を開催。 令和 6年度 精神保健福祉講演会「お酒の飲み方総点検～飲酒寿命を延ばすために」を開催。							
必要性	一般区民のメンタルヘルスの維持増進、及び、当事者の治療、社会復帰を支援するために、心の健康の 普及啓発及び、精神科医師や保健師が相談に応じる必要がある。							
実施 方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 普及啓発：講演会、健康教育 相談：精神科医による相談（月5回、予約制）、保健師による相談（随時）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	相談者数	160	179	189	190	180	健康推進課調べ
	②	精神保健講演会 参加者数	0	104	68	80	150	健康推進課調べ
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進	推進	区民がこころの病気の予防や早期対処ができるよう、精神科医を含めた 相談体制及び、ピアサポーターを活用した家族支援の場を継続する。ひき こもりやわかもの支援の部署と連携し個別支援を実施していく。						

(単位：千円)

備考

物件費は消耗品費及び郵便料、補助費等は精神保健相談医師の雇上げ費用で構成されている。

問題点・課題

・近年、精神通院の医療費助成の申請数が増加し、メンタルヘルスに問題を抱える方が増加しているため、精神疾患の予防や早期発見・早期対応ができる仕組みづくりを引き続き推進する必要がある。都が法定事業として実施を開始した入院者訪問支援事業を活用し、医療保護入院中の当事者の地域生活移行を調整する必要がある。

・通常支援（47条支援）に留まっている措置入院患者の退院支援の体制については、警察官通報（23条通報）の結果が全数通知となったこともあり、引き続き関係部署及び関係機関との調整が必要である。

問題点・課題の改善策

①

他区の寒
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-34		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	薬物・酒害対策事業費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	富澤		内線	432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-09-02	薬物・酒害対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 8	（ 1996 ）	年度	根拠	精神保健福祉法、アルコール健康障害対策基本法、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	ギャンブル等依存症対策基本法			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	アルコールや薬物等の依存症による健康障害を有する当事者・家族等に対する支援を行うとともに、相談事業等から把握できる依存症に関する実態をもとに、講演会や小中学校等を対象に薬物乱用防止対策のための普及啓発を行い、安心して暮らすことができる社会の実現を図る。							
対象者等	一般区民							
内容	・アルコール・薬物依存症相談：精神科医師と民間相談員による専門相談。月2回（予約制） ・様々な依存症に関する相談を受け、家族関係や家庭環境に応じた対応方法の相談や、医療機関・自助グループの紹介等を行い、区民の健康の回復と社会復帰を促進する。 ・保健師による随時の相談（家庭訪問、面接相談、電話相談等） ・区内小中学校を対象に薬物乱用防止教育を行う。※区内中学校10校、小学校24校に、薬物乱用防止荒川地区協議会と警察署、当課で分担。国内初で区内に設置された薬物依存リハビリ施設（ダルク）の協力を得て実施。回復者の実体験を聞くことは説得力があり、予防教育効果が高い。 ・ゲームスマホ依存予防に関する健康教育の依頼が小学校からあり、令和5年度に初めて実施。 ・令和6年度より薬物・酒害に特化した講演会を「精神保健福祉講演会」にまとめて、精神保健に関するテーマを設定し普及啓発を行う。							
経過	平成13年2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール及び薬物依存のリハビリ施設回復者（民間相談員）を導入。 平成15年度 薬物と酒害に関する関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会を開催。 平成17年度 薬物酒害と精神保健福祉関連の関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とする。 平成18年度 当事業は、障害者福祉課に移管。 平成20年度 東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。 平成25年度 アルコール健康障害対策基本法が成立。 平成28年度 当事業は、健康推進課へ移管。 平成30年度 ギャンブル等依存症対策基本法公布。 令和6年2月 厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表							
必要性	アルコールや薬物等依存症は当事者に病識が乏しく、専門相談を軸としたアプローチが不可欠である。また、ゲーム障害やギャンブル・ネット依存症の相談窓口としても利用が期待される。さらに、薬物依存症回復者の体験談による普及啓発は、薬物乱用防止効果がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 相談：精神科医と回復者による依存症専門相談（月2回、予約制）、保健師による相談（随時） 啓発：精神保健福祉講演会での周知及び区内の薬物依存リハビリ施設と連携した小中学校の健康教育							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医師等専門相談者延べ人数	39	55	40	50	60	酒害相談
	②	保健師による相談者延べ数	348	534	552	560	600	訪問、面接、電話、関係機関（依存症）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	精神保健福祉法やアルコール健康障害対策基本法等の各法令に基づき、事業を継続実施する。また、新たな健康課題となるネット依存予防をライフステージの早い時期から実施する。						

[illegible]

(単位：千円)

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	625	1,018	393	行政収入	地方税等	0	0
		物件費	155	92	▲ 63		国庫支出金	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0
		補助費等	969	963	▲ 6		使用料及び手数料	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	41	67	26		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,790	▲ 2,140
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0
		行政費用合計(b)	1,790	2,140	350		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,790	▲ 2,140
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,790	▲ 2,140			

備考

補助費等は、精神科医師・相談員の雇上げ費用で構成されている。

問題点・課題

新型コロナウイルス感染症による外出自粛を契機に、アルコールやネット依存、ゲーム障害などが増加し、様々な依存症予防と回復の普及啓発に取り組む必要がある。小中学校（養護教諭）から、児童・生徒のネット依存の予防対策に向けての相談があったことから、薬物乱用予防教室及び、母子事業における健康教育などにおいて、ネット依存に関する予防の普及啓発をしていく必要がある。薬物依存では、近年、過量服薬（オーバードーズ）や処方薬依存が増加していることから、生活衛生課所管の薬防協事業や児童青少年課の若者相談など関係部署との連携を強化しながら取り組む必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	薬物乱用予防教室で、過量服薬防止に関する内容を強化するほか、乳幼児健診で「電子スクリーン症候群」予防の普及啓発を実施する。	過量服薬防止を強化した普及啓発を実施。「電子スクリーン症候群」について母子事業でミニ講座を実施した。	アルコール [＊] ・イ [＊] ライン、過量服薬防止の普及啓発に努め、関係機関との連携を強化しながら依存症の予防に取り組む。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
依 存 症 専 門 相 談 未 実 施	千代田区、品川区、葛飾区 (R7.1.31現在)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成30年度2月会議 アルコール依存症について 令和5年12月 若者支援健全育成調査特別委員会 オーバードーズの増加

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-35		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	母子保健システム運用管理費		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	上村		内線	433	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-10-01		母子保健システム運用管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	母子保健法、行政手続における特定の個人を識別			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	するための番号の利用等に関する法律 他			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	05	親子の健康推進					
目的	これまで個別に管理していた妊産婦及び乳幼児に関する情報について、統合的に管理することが可能な情報システムを導入することにより、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たり、特定個人情報の適切な管理・運用を行う。							
対象者等	妊産婦・乳幼児およびその同居者等							
内容	・各事業における情報の管理・運用 母子保健事業に係る情報をシステムに登録し、管理するとともに、住民記録システム、予防接種システム等と連携することにより、フォローが必要な妊産婦・乳幼児等について、迅速かつ確実な情報の収集及び対応を行う。 ・マイナンバー制度対応 中間サーバに情報連携用のデータの副本登録をすることで、他自治体からの情報照会に応答する。 ・子ども家庭総合センターとの情報の連携・共有 児童相談所システムとの情報連携等により、子ども家庭総合センターと情報の連携・共有体制を強化する。							
経過	平成29年10月 情報システム運営委員会（システム計画の承認） 平成29年12月 個人情報保護運営審議会（電子計算組織の新規開発及び保有個人情報の記録項目の設定について承認） 平成30年1～3月 荒川区母子保健システム導入及び運用保守委託に係るプロポーザルの実施 平成30年4月 株式会社両備システムズと契約締結 平成31年4月 母子保健システムの運用開始 令和3年9月 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行 令和6年2月 標準化に向けたFit&Gap分析の実施 令和7年2月 株式会社両備システムズと標準化対応業務委託契約を締結							
必要性	妊産婦・新生児に対する、切れ目のないかつ正確で継続的な支援や、マイナンバー制度における情報連携への対応等に資するため、事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 導入及び運用保守業務をプロポーザル方式により選定した事業者へ委託し、実施する。（導入1年、保守5年、荒川区母子保健システム導入及び運用保守委託契約64,368千円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	副本登録率（妊娠の届出）	100	100	100	100	100	副本登録数／妊娠届出者数（％）
	②	システム障害発生件数	0	0	0	0	0	システムの停止を伴う障害件数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進	推進	母子保健事業全体を統括するシステムであり、切れ目のない支援を行い、児童相談所システムと連携をしていくために欠かせない事業であるため、推進する。						

(単位：千円)

問題点・課題

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	標準システム移行に向け、国等の調査依頼において、庁内関連部署と調整し、現行システムの問題点を検討していく。	国から依頼があった標準仕様案に対する意見照会等について、効率的な業務を行えるよう課内で問題点を検討し、回答票を提出した。	標準システムへの円滑な移行に向け、課内・庁内関連部署や事業者と調整し、問題点等を検討する。
②			
③			
他区の実況（要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 日本コンピューター(株)（wel-mother）11区、(株)両備システムズ（健康かるて）8区、(株)アイネス（Web-Rings）1区、(株)日立製作所（保健情報システム）1区、NEC（住民方法システム）1区		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		09-02-36		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		出産・子育て応援事業		部課名		健康部健康推進課		
				担当者名		上村		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-01-03		出産・子育て応援事業				
		01-11-01		出産・子育て応援交付金支給事業費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 31（2019）年度		根拠		母子保健法第22条、子ども・子育て支援法第8		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		条、児童福祉法第6条の3第22項等		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		03 子育てしやすいまちの形成				
		施策		01 多様な子育て支援の展開				
目的		妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって行う出産・子育て応援事業を実施することにより、妊婦ならびに乳幼児およびその保護者の心身の健康の保持および増進を図る。						
対象者等		区内に居住する全ての妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者がいる世帯						
内容		《ゆりかご・あらかわ事業》 ・妊娠届出の際に、助産師等専門職がすべての妊婦に対して面接を行い、それぞれの実情に応じた妊娠期から子育て期の支援プランを作成、面接終了時に育児パッケージを配布し、面接率の向上に資する。 ・1歳6か月健診時、アンケートを実施し、バースデーサポート事業育児パッケージを配布することにより、子育て支援の情報提供や家庭状況の把握などを行い、相談支援体制を強化する。 《妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付（旧：出産・子育て応援交付金事業）》 ・区が妊娠時より妊婦や概ね2歳までの低年齢期の子育て家庭に一貫して寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」の充実を図る。さらに、妊婦の産前産後における負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的とする「妊婦のための支援給付」による経済的支援（10万円）を一体的に実施することで、妊婦等包括相談支援事業を効果的に実施する。						
経過		・平成31年4月 事業開始 ・令和元年度 戸籍住民課での妊娠届出を健康推進課に集約 ・令和元年度 庁内関係部署との連携により、子育て世代包括支援センター機能の整備。連絡会を定例化し、情報共有、課題への対処法の検討。 ・令和2年7月 区立児童相談所業務開始に伴い、児童虐待未然防止の基盤づくりとしても、一層の充実が求められる。 ・令和5年3月 出産・子育て応援交付金事業の開始 ・令和6年4月 児童福祉法及び母子保健法の規定に基づき、子育て世代包括支援センターがこども家庭センターへ移行 ・令和7年4月 出産・子育て応援交付金事業の制度化により、出産・子育て応援交付金事業に代えて、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の開始						
必要性		妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援の起点となる事業であり、子育て世代に対する支援を行う上でその必要性は高い。また、児童虐待の未然防止としても有効である。						
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	妊婦面接率（％）	86.0	92.9	90.7	89.9	100	4～6年の平均
	②	妊婦のための支援給付（2回目）（％）	-	-	-	94.0	100	新生児訪問見込数／対象者見込数（新生児訪問時に申請受付）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進		妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援の起点となる事業であり、子育て世代に対する支援に加えて、児童虐待の未然防止策としても、優先度が非常に高い事業である。				

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		18,283	20,603	19,956	107,522	507,391	441,761	327,133
決算額（7年度は見込み）		15,292	17,089	19,068	14,918	270,132	408,575	327,133
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	ゆりかご面接実施件数	1,681	1,679	1,563	1,836	1,649	1,666	1,717
	出産・子育て応援交付金支給件数	-	-	-	-	6,914	2,947	-
	妊婦のための支援給付支給件数	-	-	-	-	-	-	3,121

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	9,079	報酬	会計年度任用職員報酬	9,804	報酬	会計年度任用職員報酬	10,148
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,773	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,908	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,911
共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	1,766	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	2,207	共済費・旅費	会計年度任用職員社会保険料・通勤手当	2,409
需用費	面接用事務用品等	402	需用費	面接用事務用品等	542	需用費	面接用事務用品等	919
役務費	郵便料	3,454	役務費	郵便料	2,069	役務費	郵便料、振込手数料	3,576
委託料	育児パッケージ、出産・子育て応援交付金	252,515	委託料	育児パッケージ、出産・子育て応援交付金	178,184	委託料	育児パッケージ等	165,720
償還金利子等	都補助金返還金	1,143	償還金利子等	国・都補助金返還金	211,861	負担金補助金及び交付金	妊婦支援給付金	140,450

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	20,432	22,664	2,232	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	256,594	181,002	▲ 75,592		国庫支出金	5,433	158,124	152,691
		維持補修費	0	0	0		都支出金	473,188	46,813	▲ 426,375
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,143	211,861	210,718		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	478,621	204,937	▲ 273,684
		賞与・退職給与引当金繰入額	667	709	42		行政収支差額(a)-(b)=(c)	199,785	▲ 211,299	▲ 411,084
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		278,836	416,236	137,400	通常収支差額(c)+(d)=(e)		199,785	▲ 211,299	▲ 411,084
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		199,785	▲ 211,299	▲ 411,084	

備考	物件費の減は、主に対象者への給付完了による委託料の減によるもの。補助費等の増は、国・都交付金の返還金の発生によるもの。
----	---

問題点・課題	・妊婦全数面接と妊娠後期アンケートの実施により、社会的に支援が必要な妊婦の早期発見に努める。 ・こども家庭センターへ移行に伴い、児童福祉との一体的支援に繋げ、サポートプランの提案、虐待の未然防止に努めていく。 ・妊婦面接が、妊婦にとって安心して行政に相談できるきっかけになるように、職員の知識・技術の向上にも努めていく。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	面接を予約制にすることで窓口の混雑が緩和された。妊婦の状況に応じて適切な支援が行えるよう体制整備に努める。	面接をオンライン予約にすることで、混雑が緩和でき、また事前に情報を整理して対応できるなど、面接の質も向上した。	妊娠期から早期に養育環境・健康等を把握し、社会的支援が必要な妊産婦は子ども家庭総合センターと連携支援を実施する。
②	後期アンケート配付において、出産を控えた妊婦や家族に、必要な情報が効果的に伝えられるよう、案内を工夫していく。	後期に産後に利用できる事業の案内に加え、事故予防や聴覚検査の必要性についてチラシを作成し情報を提供した。	養育困難が予想される妊婦を早期に把握できるよう、まだ面談を受けていない方への勧奨と後期アンケートの活用を継続して行う。
③	令和7年度から、子ども・子育て支援法上の給付金等へ変更されるため、スムーズな移行ができるよう検討する。	スムーズに事業内容の変更に対応できるよう、所内での検討を実施した。	区民にとって、経済的支援と伴走型相談支援が一体的に行われていることについて、周知を積極的に行っていく。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							

況 (要旨)	平成30年度9月会議	子育て世代包括支援センターについて
	平成30年度2月会議	出産・子育て応援事業の実施による児童虐待の未然防止効果について
	平成31年度6月会議	不妊・不育症支援について
	令和元年度6月会議	不妊症治療支援について（LINEサポート、精子セルフチェックキット）
	令和4年度2月会議	出産・子育て応援交付金支給事業の実施について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	09-02-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	新生児聴覚検査		部課名	健康部健康推進課		課長名	田中	
			担当者名	山田		内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-02-10	新生児聴覚検査					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31	（ 2019 ）	年度	根拠	母子保健法第12・13条 国通知「新生児聴覚検査の実施について」（H19・1）			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	05 親子の健康推進						
目的	全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とする。							
対象者等	荒川区内に居住する者の子で、生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）の乳児							
内容	・ 交付方法 : 妊娠届出時に受診票を交付。 ・ 受診方法 : 協力医療機関にて個別受診（東京都内の協力医療機関にて受診可能） ・ 検査内容 : 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または耳音響放射検査（OAE） ・ 委託料の支払 : 毎月協力医療機関から医師会を経由して、東京都国民健康保険団体連合会から委託料の請求があり、請求に基づき支払をする。 ・ 委託単価については、東京都・特別区・市・町村・東京都医師会の連絡協議会により決定される。							
経過	平成31年4月1日 事業開始							
必要性	新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う上で、実施の必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 都医師会及び東京都国保連合会に委託し、都内の協力医療機関にて実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成率（%）	52	59	73	61	80	受診者数／出生数 令和7年度見込みは4～6年度の平均	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
推進	推進	聴覚障害は早期に適切な援助を開始することによって、コミュニケーションの形成や言語の面で大きな効果が得られることから早期発見が重要であるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	347	68	▲ 279	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3,698	3,391	▲ 307		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	552	552		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	619	0	▲ 619		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	23	4	▲ 19		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,687	▲ 4,015	672
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		4,687	4,015	▲ 672	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,687	▲ 4,015	672
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,687	▲ 4,015	672

備考	物件費は、検査に伴う委託料で構成されている。補助費等は、里帰り分費用助成が扶助費に節変更となったため、減となっている。
----	---

問題点	本事業の対象者が助成を受ける機会を逃すことがないように、制度の周知に努め受診率の向上を図っていく。また、医療機関で聴覚異常が見つかった場合に、保護者が不安を抱えないよう支援し、必要時相談機関、早期療育へ繋いでいく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引続き聴覚検査受診の勧奨を行うとともに、再検査となった場合に、早期に検査受診の勧奨や医療機関の提案を行う。	妊娠後期アンケートに、聴覚検査再検査となった場合の早期に精密検査を受ける必要性に関する周知文を作成し同封した。	精密検査の対象者の検査結果を把握し、保護者が不安や悩みを抱え込まないように寄り添った支援を行っていく。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)